

新発田地域広域事務組合
下越福祉行政組合

第2次
新発田地域広域
共同処理基本計画
2020-2029

* 後期基本計画 *
2025 - 2029

- ☐ 効果的・効率的な
 - ☐ 運営(管理・経営)を
 - ☐ 意識しながら
 - ☐ 今日も実践！！

I	総論	
1	計画の目的	2
2	計画の構成	2
3	計画の期間	3
4	計画の評価・見直し	4
5	組合運営の理念	5
6	施策体系	6
	○構成市町村から見た組合施策	6
	○組合から見た構成市町村の施策	10
II	各論	
1	新発田地域広域事務組合の施策	21
	○常備消防の設置・管理運営	22
	○広域葬斎センター願文院の設置・管理運営	24
	○ごみ焼却場の設置・管理運営	26
	○新発田広域不燃物処理場の設置・管理運営	28
	○一般廃棄物最終処分場の設置・管理運営	30
	○虹の里交流館の設置・管理運営	32
	○介護認定審査会の運営	34
2	下越福祉行政組合の施策	37
	○中井さくら園(児童部)の設置・管理運営	38
	○中井さくら園(成人部)の設置・管理運営	40
	○救護施設ひまわり荘の設置・管理運営	42
	○養護老人ホーム(あやめ寮・ひめさゆり)の設置・管理運営	44
	○休日等診療所の設置・管理運営	46
3	2組合共通の施策	49
	○総合的な行政管理	50
	○効率的で効果的な行政経営	52
	○安全と環境に配慮した行政運営	54
III	資料編	
1	組合同規約	59
2	共同処理事務の現況資料	71

I 総論

1 計画の目的

新発田地域広域事務組合及び下越福祉行政組合（以下「2組合」という。）では、効率的、効果的な組合運営を図るため、各共同処理事務の望ましい方向性（施策）を検討し、その実現に向けた具体的な方策（事務事業）を明確にする「第2次新発田地域広域共同処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

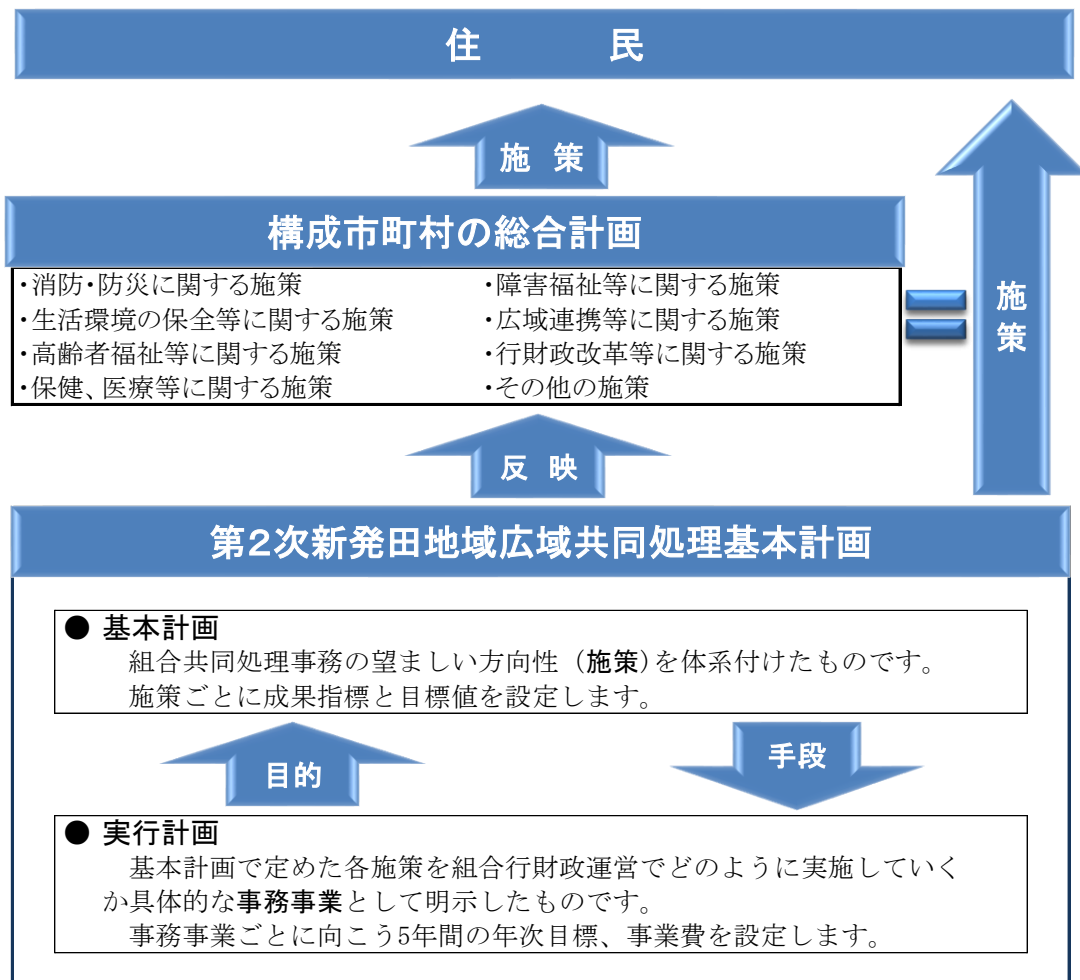
計画の目的は、次のとおりです。

- 2組合が担う共同処理事務の最上位の計画として位置付け、策定しています。
- 2組合は構成する市町村の事務を共同処理する役割を担っていることを明示し、各共同処理事務を施策として、市町村の総合計画に反映します。
- 共同処理事務の効果的、効率的な運営を図ります。
- 住民から見えにくいと言われている共同処理事務の明確化、透明化を図ります。
- 全職員が計画策定作業に参画し、その意見を計画に反映させています。

2 計画の構成

本計画は、「基本計画」及び「実行計画」から成り、これらの施策を効果的に推進することは、2組合を構成する市町村の総合計画で示されている「将来像」や「基本理念」、「政策方針・政策大綱」の実現に寄与することにつながります。

構成市町村の総合計画との関係を含め、本計画の構成を次のとおり図示します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。なお、計画開始から5年後の令和6年度に見直しを行い令和7年度から令和11年度までの後期計画を策定しました。また、実行計画の期間は、5年間とし毎年度見直しをします。

構成	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
基本計画	策定	基本計画(10年)												
		前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)							
実行計画		実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												
	見直し	実行計画(5年)												

～参考～

構成市町村の総合計画の期間

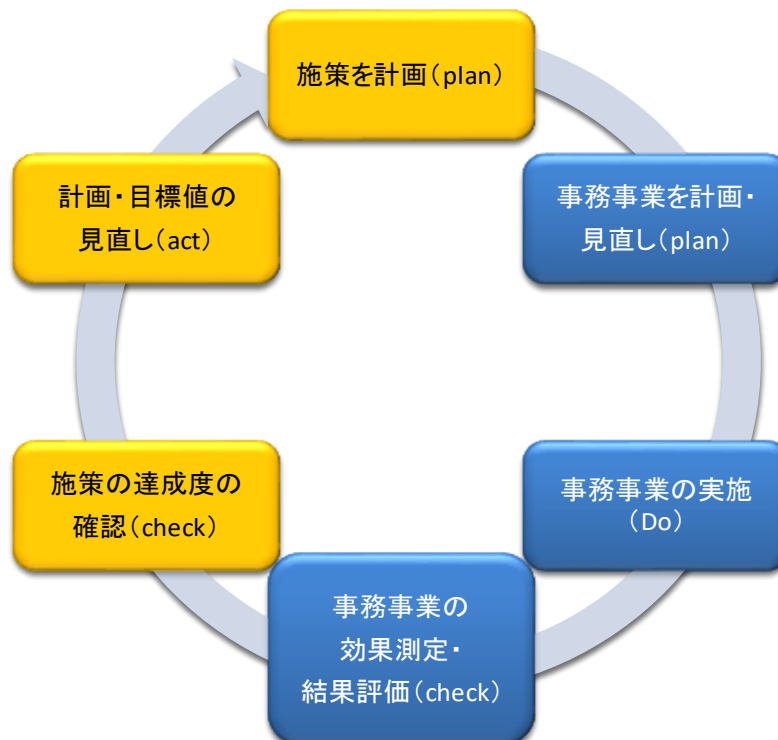
自治体名	計画名 計画期間	将来像
新発田市	新発田市まちづくり総合計画 令和6年度～令和13年度(8年間)	住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた
胎内市	第2次胎内市総合計画 平成29年度～令和8年度(10年間)	自然が活きる、人が輝く、交流のまち”胎内”
聖籠町	第5次聖籠町総合計画 令和3年度～令和12年度(10年間)	生まれて良かった 住んで良かった聖籠町
阿賀野市	第2次阿賀野市総合計画 平成28年度～令和6年度(9年間)	元気で明るく活力のある魅力的なまち
新潟市	新潟市総合計画2030 令和5年度～令和12年度(8年間)	田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる日本海拠点都市
村上市	第3次村上市総合計画 令和4年度～令和8年度(5年間)	あふれる笑顔のまち村上
関川村	第6次関川村総合計画 平成28年度～令和7年度(10年間)	豊かで住みよい活気ある村
粟島浦村	第4次粟島浦村総合整備計画 令和元年度～令和6年度(6年度)	暮らしの場として選択できる生活環境が維持されている

4 計画の評価・見直し

計画の進行管理と評価を行うため、新発田地域広域共同処理事務施策評価会議を設置し、毎年度継続して実施します。

行政評価は、施策レベル、事務事業レベルでそれぞれ行うこととし、計画で定めた各成果目標(Plan)が毎年の施策の展開や事務事業の実施(Do)により、達成されたかどうかを評価(Check)し、評価結果を計画の見直しや予算、人事等に適切に反映させ(Act)、「PDCAのサイクル」を回して着実に計画を推進します。なお、令和7年度からの後期計画期間においては、外部評価委員を選任し、活用を進めます。

また、令和7年3月には基本計画の見直しを行い、前期計画の総括や時代に対応した形に施策を見直しました。



★新発田地域広域共同処理事務施策評価会議
後期計画期間では外部評価委員の
選任・活用を予定

5 組合運営の理念

こ 効果的・効率的な

う 運営（管理・経営）を

い 意識しながら

き 今日も実践！！



【消防】防災訓練



【新発田広域クリーンセンター】小学生見学



【中井さくら園】芋ほり



【ひまわり荘】秋祭り

6 施策体系

構成市町村から見た組合施策

		将来像・基本理念	基本目標	政策方向・施策大綱
下越福祉行政組合	新発田地域広域事務組合	新発田市まちづくり総合計画		
		住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた	生活・環境	消防・救急
				脱炭素社会
			健康・医療・福祉	地域医療
				障がい者・障がい児福祉
				高齢者福祉
			市民活動・行政活動	市民参画と協働
		情報技術・情報セキュリティ		
		行政運営		
		第2次胎内市総合計画		
		自然が活きる、人が輝く、交流のまち”胎内”	健康・福祉	医療体制づくり
				高齢福祉
	障がい福祉、生活援護			
	生活基盤		生活環境	
			地球温暖化対策	
			防災・減災	
	自治・協働		市民協働	
			広報・広聴	
			行政運営、財政運営	
	第5次聖籠町総合計画			
	生まれて良かった 住んで良かった聖籠町	安全で快適な生活環境の創造	生活環境の整備	
安心して暮らせる環境づくり				
幸せに暮らせる福祉のまちづくり				
誰もが幸せに暮らせる社会の実現		生涯健康に暮らせるまちづくり		
		持続可能な行財政運営		
多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり				
将来を見据えた持続可能な行財政運営				

共同処理関連施策
(消防)
(ごみ)、(交流館)、(行政運営)
(保健・医療)
(障がい福祉)
(老人福祉)、(介護)
(行政管理)、(行政経営)
(行政経営)
(火葬)、(行政管理)、(行政経営)
(保健・医療)
(介護)、(老人福祉)
(障がい福祉)
(火葬)、(ごみ)、(行政運営)
(行政運営)
(消防)
(行政管理)、(行政経営)
(行政経営)
(行政管理)、(行政経営)
(火葬)、(ごみ ※令和11年度から参画)、(行政運営)
(消防)
(介護)、(障がい福祉)、(老人福祉)
(保健・医療)
(行政管理)、(行政経営)
(行政管理)、(行政経営)

【新発田地域広域事務組合】(7)

- (消防)
常備消防の設置・管理運営
- (火葬)
広域葬斎センター願文院の設置・管理運営
- (ごみ)
ごみ焼却場の設置・管理運営
新発田広域不燃物処理場の設置・管理運営
一般廃棄物最終処分場の設置・管理運営
- (交流館)
虹の里交流館の設置・管理運営
- (介護)
介護認定審査会の運営

【下越福祉行政組合】(5)

- (障がい福祉)
中井さくら園(児童部)の設置・管理運営
中井さくら園(成人部)の設置・管理運営
救護施設ひまわり荘の設置・管理運営
- (老人福祉)
養護老人ホーム(あやめ寮・ひめさゆり)の設置・管理運営
- (保健・医療)
休日等診療所の設置・管理運営

【2組合共通】(3)

- (行政管理)
総合的な行政管理
- (行政経営)
効率的で効果的な行政経営
- (行政運営)
安全と環境に配慮した行政運営

	将来像・基本理念	基本目標	政策方向・施策大綱
下越福祉行政組合	第2次阿賀野市総合計画		
	元気で明るく活力のある魅力的なまち	安心・安全な暮らしの実現	地域医療体制の充実
		高齢者や障がい者福祉の充実	高齢者福祉の充実
			障がい者福祉の充実
		生活に密着した住環境整備の促進	地球環境・自然環境の保全
		市民協働の推進	開かれた市政の推進と効果的な情報発信
		信頼される行政経営	行政経営の推進
	新潟市総合計画2030		
	田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる 日本海拠点都市	健康・福祉	自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現
		環境	将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全
		持続可能な行財政運営	市民から信頼される持続可能な行政運営
	市政の基盤となる持続可能な財政運営		
	第3次村上市総合計画		
	あふれる笑顔のまち村上	子育てと健康のまち	障がい者福祉
		豊かで安心なまち	環境・エネルギー
		多様性が広がるまち	広報広聴、デジタル
	行政運営		
	第6次関川村総合計画		
	豊かで住みよい活気ある村	住みよい暮らしのために	協働の推進
			自然環境の保護
みんながいいきいきと暮らせるために		障がい者福祉	
無駄のない行財政の運営のために		財政の健全化、行政の効率化、広報広聴	
第4次粟島浦村総合整備計画			
暮らしの場として選択できる生活環境が維持されている	安心して暮らし続けられる島の堅持	健やかな日常の維持	
		行財政基盤の安定	

共同処理関連施策
(保健・医療)
(老人福祉)
(障がい福祉)
(行政運営)
(行政管理)、(行政経営)
(行政管理)、(行政経営)
(障がい福祉)
(行政運営)
(行政管理)、(行政経営)
(行政経営)
(障がい福祉)
(行政運営)
(行政経営)
(行政管理)、(行政経営)
(行政管理)、(行政経営)
(障がい福祉)
(行政管理)、(行政経営)
(障がい福祉)
(行政管理)、(行政経営)、(行政運営)

【下越福祉行政組合】(5)

(障がい福祉)

中井さくら園(児童部)の設置・管理運営

中井さくら園(成人部)の設置・管理運営

救護施設ひまわり荘の設置・管理運営

(老人福祉)

養護老人ホーム(あやめ寮・ひめさゆり)の設置・管理運営

(保健・医療)

休日等診療所の設置・管理運営

【2組合共通】(3)

(行政管理)

総合的な行政管理

(行政経営)

効率的で効果的な行政経営

(行政運営)

安全と環境に配慮した行政運営

I 総論

施策体系(新発田地域広域事務組合)

組合から見た構成市町村の施策

～表の見方～

組合名略		常備消防の	組合施策名
新 胎 聖	構成市町村	生活・環境	構成市町村 基本計画及び施策方向
		消防・救急	
		まちの成長を支え	
		防災・減災	
		誰もが幸せに暮ら	
		安心して暮らせる福祉のまちづくり	
火災や風水害、地震等の災害から地域住民の生命と財産を守るため、管轄区域内の市町や関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的		組合施策の目的	管轄区域内の市町や関係機関と

広域	常備消防の設置・管理運営
新発田市	生活・環境 消防・救急
胎内市	生活基盤 防災・減災
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 安心して暮らせる環境づくり
火災や風水害、地震等の災害から地域住民の生命と財産を守るため、管轄区域内の市町や関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的な消防活動を行うことを目的とする。	

広域	広域葬斎センター願文院の設置・管理運営
新発田市	市民活動・行政活動 行政運営
胎内市	生活基盤 生活環境
聖籠町	安全で快適な生活環境の創造 生活環境の整備
会葬者の心情に寄り添う静謐(せいひつ)な空間の中で、プライバシーの確保、利用者への対応等に十分配慮し、適切に業務を行う。	

広域	ごみ焼却場の設置・管理運営
新発田市	生活・環境 脱炭素社会
胎内市	生活基盤 生活環境
聖籠町 ※令和11年 度から参画	安全で快適な生活環境の創造 生活環境の整備
関係法令及び公害防止協定を遵守し、管内から排出される一般廃棄物(可燃ごみ)を適正に処理することにより、地球環境の保全に寄与する。	

広域 新発田広域不燃物処理場の設置・管理運営	
新発田市	生活・環境 脱炭素社会
胎内市	生活基盤 生活環境
聖籠町 ※令和11年 度から参画	安全で快適な生活環境の創造 生活環境の整備
管内から排出された一般廃棄物(不燃・粗大ごみ)について、減量、減容、資源化を図るとともに、地域の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公害防止に努め、一般廃棄物(不燃ごみ)を処理する。	

広域 一般廃棄物最終処分場の設置・管理運営	
新発田市	生活・環境 脱炭素社会
胎内市	生活基盤 生活環境
聖籠町 ※令和11年 度から参画	安全で快適な生活環境の創造 生活環境の整備
組合が設置、管理する一般廃棄物処理施設から排出された焼却灰及び不燃残渣について、関係法令及び公害防止協定を遵守して適正に最終処分し、生活環境の保全、公衆衛生の向上や公害防止に努める。	

広域 虹の里交流館の設置・管理運営	
新発田市	生活・環境 脱炭素社会
胎内市	—
聖籠町	—
関係市町の住民の健康増進及び交流促進並びに福祉の増進を図るため、施設の健全運営に努める。	

広域	介護保険認定審査会の運営
新発田市	健康・医療・福祉 高齢者福祉
胎内市	健康・福祉 高齢福祉
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 幸せに暮らせる福祉のまちづくり
<p>介護保険制度のもと、保健、医療、福祉の学識経験者から構成する「介護認定審査会」を設置・運営し、関係3市町が行った一次判定結果と訪問調査員の特記事項、医師の意見書を審査資料として、公平・公正に要介護(要支援)の必要度について総体的に審査・判定(二次判定)を行うこと。</p>	

施策体系(下越福祉行政組合)

組合から見た構成市町村の施策

福祉	中井さくら園(児童部)の設置・管理運営
新発田市	健康・医療・福祉 障がい者・障がい児福祉
村上市	子育てと健康のまち 障がい者福祉
新潟市	健康・福祉 自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現
阿賀野市	高齢者や障がい者福祉の充実 障がい者福祉の充実
胎内市	健康・福祉 障がい福祉
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 幸せに暮らせる福祉のまちづくり
関川村	みんながいきいきと暮らせるために 障がい者福祉
栗島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 健やかな日常の維持
管内の原則18歳未満の入所した利用者(知的障がい児)の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性及び発達段階に応じた個別支援を行うことで、可能な限り障がいを軽減し、社会参加への適応能力を高めながら豊かな日常生活を送ってもらえるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。	

福祉	中井さくら園(成人部)の設置・管理運営
新発田市	健康・医療・福祉 障がい者・障がい児福祉
村上市	子育てと健康のまち 障がい者福祉
新潟市	健康・福祉 自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現
阿賀野市	高齢者や障がい者福祉の充実 障がい者福祉の充実
胎内市	健康・福祉 障がい福祉
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 幸せに暮らせる福祉のまちづくり
関川村	みんながいきいきと暮らせるために 障がい者福祉
栗島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 健やかな日常の維持
管内の18歳以上の契約した利用者(知的障がい者)の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性に応じた個別支援を行うことで、可能な限り自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。	

福祉	救護施設ひまわり荘の設置・管理運営
新発田市	健康・医療・福祉 障がい者・障がい児福祉
村上市	子育てと健康のまち 障がい者福祉
新潟市	健康・福祉 自分らしくいきいきと安心して心豊かに暮らせる地域共生社会の実現
阿賀野市	高齢者や障がい者福祉の充実 障がい者福祉の充実
胎内市	健康・福祉 生活援護
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 幸せに暮らせる福祉のまちづくり
関川村	みんながいきいきと暮らせるために 障がい者福祉
栗島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 健やかな日常の維持
<p>利用者の個性を尊重し、能力の向上を図り、健康維持に努めながら安心、安全でいきいきとした生活を送れるように支援する。利用者の自立に向けての取り組みに伴う地域生活への移行や、利用者に適した他施設へのスムーズな移行を推進する。</p>	

福祉	養護老人ホーム(あやめ寮・ひめさゆり)の設置・管理運営
新発田市	健康・医療・福祉 高齢者福祉
阿賀野市	高齢者や障がい者福祉の充実 高齢者福祉の充実
胎内市	健康・福祉 高齢福祉
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 幸せに暮らせる福祉のまちづくり
<p>老人福祉法の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が健康かつ快適に自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。</p>	

福祉	休日等診療所の設置・管理運営
新発田市	健康・医療・福祉 地域医療
阿賀野市	安心・安全な暮らしの実現 地域医療体制の充実
胎内市	健康・福祉 医療体制づくり
聖籠町	誰もが幸せに暮らせる社会の実現 生涯健康に暮らせるまちづくり
<p>夜間、休日等において、比較的軽症な外来の急病患者に対し診療と応急処置を行うことにより、一次(初期)救急医療としての役割を果たし、重症患者の多い県立新発田病院との機能分担を図る。地域住民等に対する一次(初期)救急医療サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ること。</p>	

施策体系(2組合共通)

組合から見た構成市町村の施策

2組合	総合的な行政管理
新発田市	市民活動・行政活動 市民参画と協働 行政運営
村上市	多様性が広がるまち 行政運営
新潟市	持続可能な行財政運営 市民から信頼される持続可能な行政運営
阿賀野市	市民協働の推進 開かれた市政の推進と効果的な情報発信 信頼される行政経営 行政経営の推進
胎内市	自治・協働 市民協働 行政運営、財政運営
聖籠町	持続可能な行財政運営 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり 将来を見据えた持続可能な行財政運営
関川村	住みよい暮らしのために 協働の推進 無駄のない行財政の運営のために 財政の健全化、行政の効率化、広報広聴
粟島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 行財政基盤の安定
<p>地方公共団体として、住民に対して公正公平な立場で開かれた行政サービスを提供するために必要な制度の運営を行うとともに、2組合の事務事業を円滑に進めるために、組織における一体感を持たせた制度構築や連携調整を統括的に管理し、組合職員が安心してかつ意欲的に能力を十分に発揮できるための環境を整備する。</p>	

2組合 効率的で効果的な行政経営	
新発田市	市民活動・行政活動 市民参画と協働 情報技術・情報セキュリティ 行政運営
村上市	多様性が広がるまち 広報広聴、デジタル 行政運営
新潟市	持続可能な行財政運営 市民から信頼される持続可能な行政運営 市政の基盤となる持続可能な財政運営
阿賀野市	市民協働の推進 開かれた市政の推進と効果的な情報発信
	信頼される行政経営 行政経営の推進
胎内市	自治・協働 市民協働 広報・広聴 行政運営、財政運営
聖籠町	持続可能な行財政運営 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり 将来を見据えた持続可能な行財政運営
関川村	住みよい暮らしのために 協働の推進
	無駄のない行財政の運営のために 財政の健全化、行政の効率化、広報広聴
栗島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 行財政基盤の安定
<p>構成団体との連携を今まで以上に強化し、効率的で効果的な組合経営を推進する。広報紙やホームページ等を活用し、積極的に組合が担う行政情報を提供することにより、組合の透明性を高め、「しばたこういき」として住民に身近な組合経営を実現する。「新発田地域広域共同処理基本計画」に基づき、具体的な方策を推進するとともに、行政評価を実施し、計画的かつ構成団体と住民にわかりやすい共同処理事務を推進する。</p>	

2組合	安全と環境に配慮した行政運営
新発田市	生活・環境 脱炭素社会
村上市	豊かで安心なまち 環境・エネルギー
新潟市	環境 将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全
阿賀野市	生活に密着した住環境整備の促進 地球環境・自然環境の保全
胎内市	生活基盤 生活環境
聖籠町	安全で快適な生活環境の創造 生活環境の整備
関川村	住みよい暮らしのために 自然環境の保護
栗島浦村	安心して暮らし続けられる島の堅持 行財政基盤の安定
<p>「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」に基づく個別施設計画を推進する。 方針:安全・安心かつ地域環境に配慮した2組合施設の運営を積極的に推進する。</p>	

II 各 論

1 新発田地域
広域事務組合の施策

1 施策の目的

- (1) 規約
消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づき市町の処理すべき事務（ただし消防団を除く）。
- (2) 運営方針
火災や風水害、地震等の災害から地域住民の生命と財産を守るため、管轄区域内の市町や関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的な消防活動を行うことを目的とする。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- (1) 出火防止と火災による被害軽減
 - ・住宅からの出火防止対策と火災による被害軽減に引き続き取り組む必要がある。
 - ・消防法令に関する重大な違反（自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の未設置）がある建物について、適切に消防用設備を設置するよう指導する必要がある。
- (2) 救命率の向上
 - ・救急件数が増加傾向の中、緊急度、重症度の高い救急要請にできる限り早く対応するため、救急搬送の必要性が低い救急件数の低減を図る必要がある。
 - ・救急講習の受講者を増やすとともに、地域住民に救命に必要な指導が行える応急手当普及員を計画的に育成する必要がある。
- (3) 消防力の充実・強化
 - ・より効果的な消防活動を行うため、職員の専門的知識・技術・経験等を考慮し、定年延長を見据えた組織及び人員配置の見直しが必要である。
 - ・消防力の整備指針[※]を踏まえた計画を策定し、職員数を確保していく必要がある。（令和6年4月1日現在：職員の充足60.7%県内平均73.8%）。また、職員の年齢構成に大きな歪みが生じており、消防力を維持するため、年齢構成の平準化と安定した新規職員の採用が必要である。
※消防力の整備指針：市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めたもの。
 - ・近年、自然災害は激甚化、頻発化・広域化しており、被害を軽減する必要がある。
 - ・胎内消防署（昭和49年竣工）、黒川出張所（昭和47年竣工）及び聖籠分署（昭和53年竣工）の老朽化が進んでいる。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組み
 - ・管内全世帯を対象に住宅用火災警報器設置についての訪問調査を実施した。未設置の住宅に設置の指導を行い、また、すでに設置されている住宅には定期的な点検について指導した。
 - ・消防主催の各イベントや、FMしばたでの放送などを利用し、出火防止及び住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図った。
 - ・市、電力、ガス会社及び民生委員と協力し、高齢者世帯を訪問し、防火診断及び防火指導を行った。
 - ・普通救命講習を定期講習とし、年間スケジュールに基づき計画的に実施した。更に救急資機材を充実させることで講習時間の短縮に繋げた（180分→135分）。
 - ・普通救命講習の推進を図るため、応急手当普及員の育成を行った。
 - ・救急車適正利用について、各種講習会、広報誌、FMしばたでの呼びかけを行うとともに、高齢者福祉施設に対し予防救急ガイドブックを作成し、啓発を行った。
 - ・人材育成基本計画に基づき、救急救命士の養成、消防大学校、県消防学校等で専門教育の推進を図った。
 - ・各署所の庁舎、施設設備の老朽化が進む中、消防庁舎再編整備計画を策定した。
 - ・中央出張所を中央分署として建設し、運用を開始した（平成29年7月）。
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組み
 - ・消防車両更新計画等に基づき年次的な更新を行った。また、更新に合わせて、はしご付消防ポンプ自動車をブーム付多目的消防ポンプ自動車（MVF）に更新するなどコスト削減に取り組んだ。
 - ・紫雲寺出張所と加治川出張所を統合してさくら分署を建設し、運用を開始した（令和2年4月）。
 - ・川東分遣所を閉鎖して川東出張所を建設し、運用を開始した（令和3年4月）。
 - ・消防職員定数を180名から190名に引き上げた（令和5年4月）。
 - ・豊浦出張所を移転改築し、各小隊4名体制で運用を開始した（令和5年6月）。
 - ・消防本部、新発田消防署を組合事務局と統合、移転改築する新庁舎整備事業に着手し、『地域住民の暮らしを守る、安心・安全の拠点』を新庁舎の基本方針とし、来庁者に親しまれる庁舎を目指し、計画的に遂行した。

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

・ 出火率（人口1万人あたりの火災件数）	1.8件以下	【参考値：平成30年度 2.6件】
・ 延焼率の管内平均（隣接建物が半焼以上の延焼）	3%以下	【参考値：令和5年度 6.4%】
・ 住宅用火災警報器設置率	90%以上	【参考値：令和5年度 93%】
・ 目撃有かつ心原性による心肺停止患者の1カ月生存率	20%	【参考値：平成30年度 8%】
・ 全搬送人員に対する軽症率	50%	【参考値：平成30年度 55.6%】

5 施策の展開（事務事業）

- (1) 出火防止と火災による被害軽減
- ・ 火災予防運動及びイベント等の機会をとらえて積極的な広報活動を実施するとともに、SNS等で出火防止及び被害軽減に関する情報提供を積極的に行い、防火意識の高揚を図ります。
 - ・ 逃げ遅れによる死者の多くが高齢者であることから、構成市町高齢福祉主管課と連携し、高齢者向けセミナーの開催等防火指導を強化します。
 - ・ 消防団及び地域防災組織等と連携し、住宅用火災警報器の設置、維持管理、更新を推進します。
 - ・ 福祉施設や飲食店など多数の人が利用する建物での火災による被害を軽減させるため、長期間にわたり消防法令に違反している建物の是正を最優先とし、消防法令の違反の是正に向け効果的な立入検査体制の強化を図ります。
 - ・ 立入検査実施計画を見直し、消防法令の違反の内容から火災が発生した場合の人命に関わる危険性の視点で優先順位を付け、優先順位の高い順に立入検査を実施し指導を行います。
- (2) 救命率の向上
- ・ 救急車は限られた資源であり、早急に重篤な傷病者に対応することができるよう、救急車の適正利用と救急相談アプリ等の周知を行います。
 - ・ こども園や学校等の保健師、教員に応急手当普及員講習の受講を促し事業所単位での救命講習会の開催を推進します。
 - ・ 救急隊到着前のバイスタンダー[※]による救命活動が躊躇なく行えるよう通報者に対する口頭指導や救命講習の充実を図ります。
- ※バイスタンダー：心停止等の救急の現場に居合わせた人・発見した人。
- ・ 管内事業所にAEDの設置促進とAED登録事業所制度認定施設への申請を促すとともに、地域住民に周知します。
- (3) 消防力の充実・強化
- ・ 消防業務に必要な研修受講や資格取得を積極的に推進するとともに、視野や知識を広げるため他組織との人事交流を含む人材育成を行います。
 - ・ 定年引上げに伴う60歳を超えた職員を含む人員のバランスを考慮した適正配置、年齢構成の平準化及び安定した職員の確保を推進するため、より効果的かつ効率的な消防体制や職員採用のあり方を検討・実施します。
 - ・ 積極的な情報提供を行うことにより防災意識の高揚を図ります。なお、令和8年4月から運用開始する消防本部・新発田消防署・事務局統合の新庁舎においては、防火・防災・救急に関する情報を得られるような展示スペースや消防職員の救助訓練を見学できるスペースを設け、より一層の防災啓発の場として活用します。
 - ・ 消防活動の充実・強化に必要な車両、資機材を計画的に整備、更新します。
 - ・ 老朽化した胎内消防署、黒川出張所及び聖籠分署の更新整備については、消防庁舎再編計画に基づき、計画的に進めます。

(3) 現状（令和6年4月1日現在）

- ① 運営形態：組合直営
- ② 人員体制：消防職員数（うち救命士） 181人（60人）
- ※内訳：消防本部33人（8人）、新発田消防署35人（9人）、聖籠分署19人（6人）、中央分署18人（12人）、さくら分署18人（9人）、豊浦出張所12人（4人）、川東出張所9名（3人）、胎内消防署28人（6人）、黒川出張所9人（3人）
- ※年齢構成：20歳代51人、30歳代68人、40歳代38人、50歳代24人

(4) 前年度実績（令和5年度）

- ① 災害発生状況
- ・ 火災件数：30件 ・ 救急出場件数：6,794件 ・ 救急搬送人員：5,842人（うち軽傷 2,978人 ※全搬送人員の51%）
 - ・ 心肺停止搬送人員：179人（バイスタンダー[※]活動有93件）
- ※バイスタンダー：心停止等の救急の現場に居合わせた人・発見した人。
- ② 応急手当普及員数：49人
救急講習：71回開催/1,255人受講
- ③ AED協力事業所数：331事業所



現消防本部・新発田消防署



現胎内消防署

1 施策の目的

- (1) 規約
墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
会葬者の心情に寄り添う静謐（せいひつ）な空間の中で、プライバシーの確保、利用者への対応等に十分配慮し、適切に業務を行う。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 施設利用者の年齢や滞在時間等により個々のニーズに合ったサービスが求められる。
- ・ 休業日（友引、1月1日、3日）以外で閉場することのない安定した運営が求められる。
- ・ 利用者の声を聴くためにアンケートの実施を継続し、回収率を高める必要がある。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組
 - 昭和54年7月 葬斎センター「願文院」完成
 - 平成3年 運営管理業務を民間委託開始
 - 平成20年 ホームページを開設
 - 平成30年 プロポーザル方式により新施設設計業者、火葬炉設備業者を決定
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組
 - 令和2年8月 新施設建設工事開始
 - 令和4年4月 新施設にて稼働開始
プロポーザル方式により指定管理者を決定し業務委託開始
 - 令和4年7月 旧施設解体工事完了

- ・ 昭和54年建設から約40年が経過した旧施設では、施設全体の老朽化や火葬需要の増加に伴う構造上の問題を多く抱えていたことから、改築整備に向けた基本的な考え方を取りまとめ、「広域葬斎センター改築基本計画」を策定し、令和4年度に新施設の供用を開始した。
- ・ 施設運営管理を組合直営、火葬業務を民間委託していたものを、令和4年度の新施設供用開始に伴い、施設運営管理業務を民間事業者への指定管理業務委託に移行した。

・ 火葬件数の推移 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間	1,961	2,059	2,040	2,179
1日平均	5.4	5.7	6.8	7.2

令和4年度～新施設稼働開始

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・施設利用者の満足度 80%以上【参考値：平成30年度 76.7%】
- ・年間事故件数 0件【参考値：令和5年度 0件】

5 施策の展開（事務事業）

- ・利用者のためにアンケートを参考に指定管理者と協議し、サービスの向上に努める。
- ・令和6年度に中長期的な修繕計画を策定し、毎年度見直しを行い、施設の長寿命化を図る。
 - 【令和5年時点での修繕計画】
 - 令和6年：燃焼室セラミック補修他、令和7年：残骨灰・飛灰吸引装置フィルター取替
 - 令和8年：燃焼室セラミック補修他、令和9年：燃焼室セラミック補修・主燃焼炉用バーナ補修他
 - 令和10年：燃焼室セラミック補修他
- ・建物、設備、機械を日常的に点検し事故を未然に防ぐ。

(3) 現状（令和6年4月1日現在）

- ①施設規模
 - ・敷地面積7,072.71㎡、延べ床面積2,460.52㎡
 - ・炉数5基（都市ガス）、火葬時間約100分/件、1日最大火葬数14件
- ②運営形態 指定管理（有）広域斎場公社



広域葬斎センター願文院

1 施策の目的

- (1) 規約
一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
関係法令及び公害防止協定を遵守し、管内から排出される一般廃棄物（可燃ごみ）を適正に処理することにより、地球環境の保全に寄与する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 令和11年度から聖籠町が新たに一般廃棄物処理の共同処理事務に加入することが決定している。
- ・ 近年、気候変動の影響による豪雨のほか、地震等による大規模な災害が各地で発生し、災害廃棄物の処理に苦慮する事例が頻発している。
- ・ 光熱費の上昇や物価高騰などごみ処理コストが増加する一方で、ごみ処理手数料とのバランスが崩れている。
- ・ 構成市町がゼロカーボンシティ宣言したことに歩調を合わせ、廃棄物処理施設でも脱炭素社会の実現に向けた取組みが求められている。
- ・ 循環型社会形成推進地域計画において持続可能な地域のあり方を定め、令和11年度までにプラスチックごみの再資源化に取り組むこととなり、ごみの減量化が期待される一方で、より一層の分別の周知が必要となる。
- ・ 施設設備の老朽化が進み、従来の定期整備では焼却能力を維持することが困難となりつつあるなど、令和4年度に実施した精密機能検査の総合所見を考察し、施設の状況について構成市町と情報と課題を共有している。



新発田広域クリーンセンター



中条地区塵芥焼却場

3 これまでの取組成果と現況

●新発田広域クリーンセンター

- (1) これまでの主な取組み
 - ・ 平成10年度の開設時に周辺6集落と排ガス関係の自主基準値を定めた協定書を締結。また、公害防止連絡協議会を設置し、公害防止と安全性の確保等について理解を得てきた。
 - ・ 環境測定結果や維持管理の記録を公表し、施設運営の透明化を図ってきた。
 - ・ 平成22年度から運転管理業務の民間委託を開始した。
- (2) 前期計画期間(令和2年度以降)における取組み
 - ・ 令和4年度に剪定枝ストックヤードを整備し、リサイクル処理（チップ化）を開始した。
 - ・ 令和5年度から土曜日の搬入受付時間を延長した。（午前のみ→午前・午後）
- (3) 現況(令和6年4月1日現在)
 - ①施設状況 処理能力：127t/16h（42.4t/16h×3炉） ※准連続式ストーカ炉
 - ②運営形態 受付、施設管理業務： 直営 職員8人（正職員4人、会計年度職員4人）
運転管理業務： 委託

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・ 環境自主基準値の達成率 100% 【参考値：平成30年度 100%】
 ※環境自主基準値項目：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン等40項目
- ・ 処理量1tあたりの電力量（新発田） 150kw/t（+5%以内） 【参考値：平成30年度 163.4kw/t】
 処理量1tあたりの電力量（中条） 90kw/t（+5%以内） 【参考値：平成30年度 95.5kw/t】
 ※過去5年間平均値に変動率5%を考慮した値

5 施策の展開（事務事業）

(1) 適正な施設運転管理

- ・ 関係法令に規定されているすべての項目で環境自主基準値を下回るよう維持します。
- ・ ごみ焼却場だけでなく、不燃物処理場や最終処分場を含めた廃棄物処理施設全体を考えた効率の良い運営に努めます。
- ・ 聖籠町の共同処理事務加入に伴う処理量の増加と円滑な受入れに対応できる体制の構築に向けて、関係機関と協議、調整を進めます。
- ・ 災害時の備えとして緊急用電源や資機材備蓄など、応急の復旧体制の構築に努めるとともに、相互応援協定に基づく他地域での災害に対する応援処理についても可能な限り協力するよう努めます。
- ・ ごみ処理手数料について、受益者負担の原則から、関係機関と協議しながら適正な金額への改定を進めます。

(2) 地球環境に配慮した取組みの推進

- ・ 修繕時に高効率で処理できる機器への入替及びプラント運転におけるエネルギー使用の合理化を図るなど、効率的な処理に努めます。
- ・ 剪定枝のリサイクル処理（チップ化）を継続し、ごみの減量化と焼却による温室効果ガスの発生を抑制します。
- ・ これまで以上にごみ分別とリサイクルの推進に努めるとともに、事業系ごみの搬入物調査等、効果的な対応策を検討します。
- ・ 小学生の施設見学における施設ならではの啓発など、環境問題への理解の促進に努めます。

(3) 計画的な維持補修と施設整備

- ・ 老朽化した基幹的設備の更新工事を推進して一定の焼却能力を確保しながら、早急に関係市町とともに今後の施設更新等について最適な方法を計画し推進します。

●中条地区塵芥焼却場

(1) これまでの主な取組み

- ・ 昭和62年度に稼働し、平成13年度に排ガス高度処理設備を整備した。
- ・ 環境測定結果や維持管理の記録を公表し、施設運営の透明化を図ってきた。
- ・ 平成15年度から運転管理業務の民間委託を開始した。

(2) 前期計画期間(令和2年度以降)における取組み

- ・ 令和3年から運転管理業務内容を拡大し、施設を建設した関連会社への包括委託を実施

(3) 現状(令和6年4月1日現在)

- ①施設状況 処理能力：100t/16h（50t/16h×2炉） ※准連続式ストーカ炉
- ②運営形態 運転管理、施設管理業務を包括委託

●両焼却場共通

(4) 前年度実績(令和5年度)

ごみ搬入量：40,068t ※両焼却場の合計

1 施策の目的

(1) 規約

ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置及び管理運営に関する事務。

(2) 運営方針

管内から排出された一般廃棄物（不燃・粗大ごみ）について、減量、減容、資源化を図るとともに、地域の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公害防止に努め、一般廃棄物（不燃ごみ）を処理する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・令和11年度から聖籠町が新たに一般廃棄物の共同処理事務に加入することが決定している。
- ・リサイクルの推進により、搬入量は減少傾向にあるが、老朽化で従来の定期整備では能力を維持することが困難となっている。
- ・不燃ごみの破碎処理時に小型ポンベ等の残留ガスによる爆発事故やリチウムイオン電池による火災が全国各地で発生している。
- ・施設設置当時の約40年前と比較し、リサイクル品目が細分化されている中で、事業系ごみの中にリサイクル対象物（びん・缶）の混入が多く、分別が徹底されていない。
- ・近年、気候変動の影響による豪雨のほか、地震等による大規模な災害が各地で発生し、災害廃棄物の処理に苦慮する事例が頻発している。
- ・光熱費の上昇や物価高騰などごみ処理コストが増加する一方で、ごみ処理手数料とのバランスが崩れている。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの主な取組み

- ・新発田広域不燃物処理場は、昭和56年度に移働開始した。
- ・分別の細分化やリサイクル品目の変更していることから、平成8年度から廃乾電池処理事業及びフロン回収事業、平成14年度から廃家電処理処理事業及び廃タイヤ処理事業を開始した。
- ・昭和62年度から運転管理業務の民間委託を開始し、平成29年度から設備修繕工事執行業務を追加した。



新発田広域不燃物処理場（外観）

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・処理量1tあたりの電力量 165.0 kw/t (+5%以内) 【参考値：R5年度 実績 165 kw/t】
※R5年度実績値に変動率5%を考慮した値

5 施策の展開（事務事業）

- ・施設単体だけでなく、①中間処理場（焼却・不燃）②最終処分場（埋立・浸出水処理）の廃棄物施設全体を考えた効率の良い運営に努めます。
- ・聖籠町の共同処理事務加入に伴う処理量の増加と円滑な受入れに対応できる体制の構築に向けて関係機関と協議、調整を進めます。
- ・基幹設備の維持に努めるとともに、地域の不燃ごみの処理手法を含めた施設のあり方を検討します。
- ・リチウムイオン電池等の分別と危険性について、伝えたい年齢層に合わせて各メディアの特性を考慮し啓発します。
- ・事業系ごみとして搬入されるリサイクル対象物（びん・缶）については、搬入物調査や分別方法を分かりやすくするとともに、分別の啓発を推進します。
- ・災害時の備えとして緊急電源や資機材備蓄など、応急の復旧体制の構築に努めるとともに、相互応援協定に基づく他地域での災害に対する応援処理についても可能な限り協力するよう努めます。
- ・ごみ処理手数料について、受益者負担の原則から、関係機関と協議しながら適正な金額への改定を進めます。

(2) 現状(令和6年4月1日現在)

- ①施設状況 新発田広域不燃物処理場
処理能力：40t/5h ※破碎処理、鉄・アルミ磁選別
- ②運営形態 運転管理業務、設備修繕業務：委託
施設管理業務：直営 ※常勤職員なし

(3) 前年度実績(令和5年度)

不燃ごみ搬入量：1,082t



新発田広域不燃物処理場(施設内)

1 施策の目的

- (1) 規約
ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
組合が設置、管理する一般廃棄物処理施設から排出された焼却灰及び不燃残渣について、関係法令及び公害防止協定を遵守して適正に最終処分し、生活環境の保全、公衆衛生の向上や公害防止に努める。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 令和11年度から聖籠町が新たに一般廃棄物処理の共同処理事務に加入することが決定している。
- ・ 新発田広域エコパーク（現最終処分場）は、埋立終了の時期が近づいていることから、施設閉鎖に向けた取組みを進める必要がある。
- ・ 新最終処分場の基本構想を策定し、予定地の周辺地域への説明を開始している。
- ・ 埋め立てが終了した旧最終処分場（高畑）は、雨水などの浸出水について水質的に水処理を継続する必要があるが、設備の老朽化が著しく、処理が滞ることが懸念されている。
- ・ 構成市町がゼロカーボンシティ宣言したことに歩調を合わせ、最終処分場でも脱炭素社会の取組みが必要である。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組み
 - ・ 旧最終処分場（中村浜）は昭和56年から昭和62年の間に埋立し閉鎖済だが、水処理は継続中。
 - ・ 旧最終処分場（高畑）は、昭和62年から平成13年の間に埋立し、水処理は継続中。
 - ・ 新発田広域エコパークは、平成13年度から埋立を開始。周辺集落等と平成13年3月に公害防止協定を締結（自主基準値設定、15年間の供用期間等）。平成26年9月に供用期間延長（H28年度-R2年度の5年間）を締結。
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組み
 - ・ 新発田広域エコパークは、周辺集落等と令和2年12月に供用期間延長（R3年度-R7年度の5年間）を締結。
 - ・ 新最終処分場は、令和5年度に基本構想を策定し、胎内市船戸地内において、令和11年度の稼働を計画。



現最終処分場（新発田広域エコパーク）

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・環境自主基準値の達成率 100% 【参考値：H30年度 100%】
 ※公害防止協定値項目：水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌群数、ダイオキシン類、重金属類、臭気等
- ・放流水処理量1㎡あたりの電力量 25kwh/㎡以内【参考値：H30年度 19.8kwh/㎡】

5 施策の展開 (事務事業)

(1) 適正な維持管理

① 現最終処分場 (広域エコパーク)

- ・関係法令に規定されているすべての項目で環境自主基準値を下回るよう維持します。
- ・埋め立て終了後の新発田広域エコパークについて、早期の施設閉鎖に向けて、水質安定化の方策を検討していきます。
- ・水質安定後は、最終覆土時期及び跡地利用方法の計画策定に取り組めます。
- ・修繕時に高効率で処理できる機器への入替及びプラント運転におけるエネルギー使用の合理化を図るなど、効率的な処理に努めます。

② 旧最終処分場 (高畑)

- ・旧最終処分場 (高畑) については、早期に閉鎖できるよう専門家のアドバイスをもとに対策を講じます。それまでの間は、設備の維持補修を行いながら適正な水処理に努めます。

(2) 計画的な施設整備 (新最終処分場)

- ・施設単体だけではなく、①中間処理場 (焼却・不燃) ②最終処分場 (埋立・浸出水処理) の廃棄物施設全体を考えた効率の良い運営に努めます。
- ・新最終処分場の基本構想に基づき、構成3市町との協議、調整により、新施設建設を進めます。

(3) 現状 (令和6年4月1日現在)

① 施設状況

- ・新発田広域エコパーク 埋立容量：197,700㎡ ※埋立済容量は 146,161㎡ (73.9%)
 水処理能力：100㎡/日
 処理方法：生物処理+限外ろ過膜+活性炭吸着+キレート吸着

② 運営形態

直営 職員3人 (正職員2人、会計年度職員1人)

(4) 前年度実績 (令和5年度)

埋立量：5,172㎡



現最終処分場 (新発田広域エコパーク)

1 施策の目的

(1) 運営方針

関係市町の住民の健康増進及び交流促進並びに福祉の増進を図るため、施設の健全運営に努める。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・多目的運動場の利用については、高齢者による冬季のゲートボール目的から小・中学生による土日や夜間の球技目的にシフトしている。
- ・運営開始から25年以上が経過し、浴場に関する主要設備の老朽化が進行している。
- ・施設の役割や利用目的が変化しつつあるため、周辺集落と今後の施設のあり方について協議している。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの主な取組み

- ・虹の里交流館は、平成10年度に開館した。
- ・入館者に対するサービス向上のため、男女用トイレの洋式化、脱衣所に空調機や冷水機を設置するなどし、施設整備に取組んだ。

(2) 前期計画期間(令和2年度以降)における取組み

- ・令和4年度に 施設案内動画を作成し、定期的にSNSへ投稿。
- ・令和5年度から施設の今後のあり方について、新発田市及び周辺集落と協議中。



虹の里交流館

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・年間入館者数 30,000人【参考値：R5年度 30,847人】

5 施策の展開（事務事業）

- ・ホームページや組合広報、SNSを活用し、施設利用のPRに努めます。
- ・入館者のアンケート調査を継続し、運営管理に活用します。
- ・周辺集落と今後の施設のあり方の意向を確認した上で、新発田市と協議し、今後の整備や運営の方針を定めます。

(3) 現状(令和6年4月1日現在)

①施設状況

- ・広域交流施設 虹の里交流館
 - 設備： 入浴場「虹の湯」（隣接する広域クリーンセンターの予熱を再利用）
多目的運動場
集会室
 - 利用料金：200円（小学生以下は無料） 回数券は6回分で1,000円
※多目的運動場又は集会室の専用利用をする場合は別途料金が必要

②運営形態

- 直営 職員3人（会計年度職員3人）

(4) 前年度実績(令和5年度)

- 入館者：30,847人
- 多目的運動場利用者：1,701人



変わり湯(ゆず湯)



多目的運動場団体利用(モルック)

1 施策の目的

- (1) 規約
介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業のうち、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会による審査判定に関する事務。
- (2) 運営方針
介護保険制度のもと、保健、医療、福祉の学識経験者から構成する「介護認定審査会」を設置・運営し、関係3市町が行う一次判定結果と訪問調査員の特記事項、医師の意見書を審査資料として、公平・公正に要介護（要支援）の必要度について総体的に審査・判定（二次判定）を行うこと。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・介護保険制度のもと、3年ごとの制度見直しに適正な対応をしつつ、全国一律の審査判定基準であることを踏まえ、県内レベルとの比較において、大きく差異が生じないような審査会運営が求められている。
- ・申請から認定まで30日間の法定期限があり、これを遵守する必要があるため、申請件数に応じて1審査会あたりの審査件数の調整が必要である。
- ・地域間で均衡のとれた、公平・公正な審査判定を引き続き堅持する必要がある。
- ・審査会委員に介護保険制度の重要性及び審査会の手順や基準等を認識してもらう必要がある。
- ・審査会委員を推薦する医師会から、委員確保のためにオンライン審査会開催の要望がある。（ICT等を活用した審査会の開催については、厚労省より審査会の業務効率化や事務負担軽減の観点から、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施可能と示されている。）
- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により介護認定審査会システムの標準化が求められている。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組み
- ・平成11年度から3市町の要介護（要支援）の必要度を判定する介護認定審査会の運営に係る事務を共同処理している。
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組み
- ・「介護認定審査会の運営についての一部改正について（老発0323第1号平成30年3月23日付）」に基づき、申請者及び審査会委員の負担軽減を図るため、令和元年4月1日以降の審査会から一定の要件を満たす申請者に対して簡素化を実施している。
 - ・令和5年10月よりペーパーレスシステムを導入し、紙資料の印刷・郵送代にかかるコスト削減及び業務の効率化を図った。
- (3) 現状（令和6年4月1日現在）の運営体制
- ・合議体数：10合議体
 - ・委員数：1合議体あたり原則7名（1回あたりの実質出務委員数は4名）
 - <内訳>○医師：2名（交互） ○歯科医師：2名（原則2か月交替）
 - 保健・福祉施設等所属：2名（原則2か月交替） ○在宅：1名（毎回）
 - ・開催回数：年間約240回

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・組合と新潟県の平均変更率との差…±5%の範囲内
【参考値：令和5年度 2.1%（組合変更率 8.4% 新潟県変更率 6.3%）】

※変更率とは…二次判定結果が一次判定結果から変更になった割合

5 施策の展開（事務事業）

- ・3年ごとの制度の見直しに対応したシステム改修を行います。
- ・3市町からの判定依頼に対して申請日等を考慮しながら1審査会あたりの審査件数を調整するほか、2合議体開催を設けるなど、一次判定から速やかに二次判定へ進めます。
- ・審査会委員一人ひとりに理解を深めていただくための新任研修・現任研修への参加を促進します。
- ・国が実施する適正化事業の技術的助言を積極的に活用し、制度に忠実な審査判定が行える体制を確立します。
- ・審査会運営のより一層の効率化を図るため、デジタル技術の導入・活用を推進します。
- ・構成市町との協議により令和8年3月までに介護認定審査会システムの標準化を実施します。

(4) 市町村別判定件数の推移

(単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
新発田市	5,386	3,228	3,933	4,436	3,692
胎内市	1,556	1,059	1,307	1,370	1,152
聖籠町	469	374	461	460	431
計	7,411	4,661	5,701	6,266	5,275

【変更率の比較】

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5
新発田広域	9.2%	7.4%	8.9%	7.7%	8.4%
新潟県	8.5%	8.3%	7.3%	5.8%	6.3%
差	0.7%	0.9%	1.6%	1.9%	2.1%



2 下越福祉行政組合
の施策

1 施策の目的

(1) 規約

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設である中井さくら園（児童部）の設置及び管理運営に関する事務。
組合が設置する施設において行う障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所事業に関する事務。

(2) 運営方針

管内の原則18歳未満の入所した利用者（知的障がい児）の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性及び発達段階に応じた個別支援を行うことで、可能な限り障がいを軽減し、社会参加への適応能力を高めながら豊かな日常生活を送ってもらえるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

(1) 利用者支援に関すること

- ・行動パターンやこだわり、他害等の特性が固定化し、養育が困難な状況になってからの入所が増える傾向にあり、支援自体が困難で個別対応が必要となっている。
- ・地域移行や就労及び自立生活に繋がるような支援の充実や環境整備が求められている。

(2) 支援体制に関すること

- ・入所児童のADL（日常生活動作）の自立度や能力に大きく差があり、十分な対応や個別支援が難しく、障がい特性が高度化・多様化する児童の支援強化が求められている。
- ・虐待等による措置入所や緊急一時保護の受け入れに対応する支援体制の強化及び保護者のレスパイト（休息）のため短期入所や日中一時支援の体制づくりが求められている。男女混合で生活しているため、同性介助を必要とする児童への対応が困難なケースがある。
- ・管内での相談支援事業の受け皿として、かつ民間事業者の負担軽減のため、中井さくら園成人部利用者を対象とした特定相談支援事業所を開設した。事業を継続していくため、相談支援専門員の資格取得と人材育成が必要である。

(3) 環境整備、その他に関すること

- ・日常生活を送る上で医療が必要な医療的ケア児は増加傾向にある。しかし、医療的ケア児の短期入所は新潟市を除く下越地域では受け入れ先が不足しているため、医療的ケア児短期入所の事業が求められている。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの主な取組み

- ・指導職員については、近年の障がい特性が高度化・多様化したことにより、専門的知識の習得が不可欠なことから、幅広い分野での専門研修の機会が持てるように研修計画を策定し実践した。
- ・利用児支援については、入所支援計画の充実に向け、利用児・保護者の意見を十分に取り入れるとともに、職員の周知を図り取り組んできた。
- ・重度利用児については、社会復帰は困難であるが、日常の指導訓練により、少しでも自立できる能力を引き出す工夫を行ってきた。
- ・学校卒業後、地域移行に向け自立できるように日常の指導訓練を行ってきた。
- ・支援体制を整え、短期入所や日中一時支援を行ってきた。

(2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組

令和5年4月 特定相談支援事業所を開設（中井さくら園成人部利用者を対象）
令和6年10月 医療的ケア児福祉型強化短期入所を開設予定（定員2人）

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・個別支援計画の達成率（達成率5段階評価中、4以上の達成者数の割合）100%
【参考値：平成30年度 50%】

5 施策の展開（事務事業）

(1) 利用者支援に関すること

- ・利用児が楽しみを持ちながら、社会体験や外出を通して社会性を身に着けることや体力・機能の維持を踏まえた支援計画を作成し、家庭や学校、地域とともに取り組みます。
- ・マニュアルの徹底や個々の特性を職員間で周知し、事故防止に努めます。
- ・栄養アセスメント（栄養状態の評価）に基づいた、利用児に適したバランスの良い食事を提供するとともに、行事食の充実や個人の嗜好を把握し、食育に繋がる工夫を行います。
- ・入所児が18歳に達する前に関係機関と協力し、地域や他施設への円滑な移行が出来るように支援します。

(2) 支援体制に関すること

- ・研修等により、児童教育、発達障がい、心理ケア等の理解と知識の習得を図り、職員がスキルアップできるよう人材育成に努めます。
- ・職員間のコミュニケーションを円滑（グループウェアシステムやタブレット端末を有効活用）にし、会議の簡素化や行事の見直し等の効率化に努め、より一層の利用児支援の充実に努めます。
- ・知的、発達障がい児の対応や短期、日中一時利用児に対応するために職員の配置も含めた支援体制の強化に努めます。
- ・特定相談支援事業所の円滑な運営を継続していくため、職員の相談支援専門員の資格取得と人材育成に努めます。

(3) 環境整備、その他に関すること

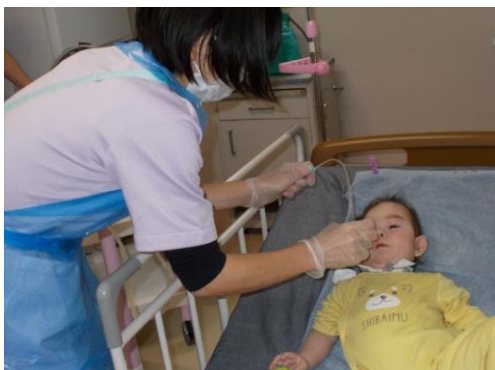
- ・下地域における医療的ケア児の受け入れのニーズに応え、令和6年10月より福祉型強化短期入所事業を開設し、医療的ケア児の保護者のためにレスパイトの支援に努めます。

(3) 現状（令和6年4月1日現在）

- ①施設の状況：福祉型障害児入所施設 ※定員5人、短期入所1人
(令和6年10月1日から3人に変更)
公設公営（直営） ※調理業務等の一部業務を外部委託
- ②職員数：13人

(4) 前年度実績（令和5年度）

入所者数：1人



医療的ケア児受入



児童部掲示スペース

1 施策の目的

- (1) 規約
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設である中井さくら園（成人部）の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
管内の18歳以上の契約した利用者（知的障がい者）の安全と健康面に十分配慮して、個々の人間性を尊重し、その能力や特性に応じた個別支援を行うことで、可能な限り自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、全職員が倫理綱領・行動規範を理解して支援する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- (1) 利用者支援に関すること
 - ・ 障がい特性を理解し利用者一人ひとりに合った個別支援計画を策定していくことが求められる。
 - ・ 服薬や対人トラブル、ケガなどの事故防止に努め、利用者が安心、安全な生活が送れるような支援に努めていく必要がある。
 - ・ 個々の状態変化や健康状態に応じた適切な食事提供と健康管理が必要である。
- (2) 支援体制に関すること
 - ・ 利用者の高齢化、障がい特性の重度化、多様化、突発的な他害行為のある発達障がい者へ対応する支援体制が求められている。
 - ・ 職員間の連絡を円滑、また密に行い連携するとともに充実した利用者支援が求められている。
 - ・ 強度行動障がいに対応するため専門性の高いスキルが求められている。
 - ・ 処遇職員の離職や採用応募数の減少により職員数の確保が難しくなっており、利用者の支援体制維持が困難になってきている。
- (3) 環境整備、その他に関すること
 - ・ 地域で暮らす方や近隣施設との交流の機会が必要であり、利用者・施設と地域との関係づくりが求められている。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組み
 - ・ 支援職員については、近年の障がい特性が高度化・多様化したことにより、専門的知識の習得が不可欠なことから、幅広い分野での専門研修の機会が持てるように研修計画を策定し実践した。
 - ・ 重度利用者支援強化対応として職員配置を図りながら、利用者の日常生活の支援向上に努めてきた。
 - ・ 利用者支援については、個別支援計画の充実に向け、利用者・保護者の意見を十分に取り入れるとともに、職員間で利用者の生活に対する方針や目標等を定めた。
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組
令和4年9月 利用者の年齢と身体的機能の状態に合わせたユニットの再編成

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・個別支援計画の達成率（達成率5段階評価中、4以上の達成者数の割合）65%
【参考値：平成30年度 15%】

5 施策の展開（事務事業）

- (1) 利用者支援に関すること
 - ・利用者が楽しみを持ちながら健康で安心した生活を送れるように、社会体験や外出を通して社会性を身に付けることや体力、機能の維持を踏まえた支援計画を作成します。又、ご家族とも連携し、ご本人の意思決定に基づいた支援計画の作成に努めます。
 - ・マニュアルの徹底や個々の特性を職員間で周知し、事故防止に努めます。
 - ・栄養アセスメント（栄養状態の評価）に基づいた、利用者に適したバランスの良い食事を提供するとともに、行事食の充実など、楽しく食事ができる工夫を行います。
- (2) 支援体制に関すること
 - ・知的、発達障がい、利用者の高齢化に対応するために職員の配置も含めた支援体制の強化に努めます。
 - ・職員間のコミュニケーションを円滑（グループウェアシステムやタブレット端末を有効活用）にし、会議の簡素化や行事の見直し等の効率化に努め、より一層の利用者支援の充実に努めます。
 - ・専門研修の受講や資格取得を推進し、職員のスキルアップに努めます。
 - ・採用後のサポート体制等の充実を図り、長期的に働き続けたいような職場作りを行います。
- (3) 環境整備、その他に関すること
 - ・クリーン作戦や秋祭りを開催するほか、地域の関係者や後見人等で構成する地域連携推進会議を開催し、地域への施設に関する理解の促進、施設サービスの透明性や質の確保に努めます。

(3) 現状（令和6年4月1日現在）

- ①施設の状況：障害者支援施設 ※定員75人
公設公営（直営） ※調理業務等の一部業務を外部委託
- ②職員数：55人

(4) 前年度実績（令和5年度）

入所者数：71人



中井さくら園

1 施策の目的

- (1) 規約
生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設であるひまわり荘の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
 - ・ 利用者の個性を尊重し、能力の向上を図り、健康維持に努めながら安心、安全でいきいきとした生活を送れるように支援する。
 - ・ 利用者の自立に向けての取り組みに伴う地域生活への移行や、利用者に適した他施設へのスムーズな移行を推進する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- (1) 利用者支援に関すること
 - ・ 措置機関と連携しながら、個別支援計画を策定していくことが求められている。
 - ・ 利用者の年齢や障がい等に応じ、適した他施設へのスムーズな移行が求められている。
 - ・ 対応が難しい精神障がい者や発達障がい者の入所が増え、支援の専門性が求められている。
 - ・ 地域に開かれた施設として、生活困窮者自立支援法に基づく対象者の受入や触法障がい者※が社会復帰するための通過施設等セーフティネットの役割が求められている。
※触法障がい者：法律に触れる行為をしてしまった障がいのある方
- (2) 支援体制に関すること
 - ・ 利用者に関する障がいの多様化に対応するための人材育成の推進と支援強化が求められている。
 - ・ 適正な医務及び給食の提供による利用者の健康管理が必要であり、事故防止や感染症予防の対策が求められている。
 - ・ 地域に開かれた施設として、地域住民への情報提供や交流の機会が必要である。
 - ・ 全国的に福祉業界の人材不足は深刻である。採用試験の応募者数を確保することや離職による欠員を防ぐための対策が求められている。
- (3) 環境整備に関すること
 - ・ 施設建設から27年が経過し、老朽化した建物、設備の計画的な修繕とともに、様々なニーズに対応した施設の改修等、居住環境の整備が必要となっている。
 - ・ 地域移行や就労及び自立生活に繋がるような支援の充実や環境整備が求められている。
 - ・ 一時入所（短期的な利用）の依頼が増加傾向にあり、居室の確保が難しくなっている。

3 これまでの取組成果と現況

- ・ 個別支援計画を策定し、利用者の個性や特性及びニーズに沿った支援を行い、利用者が生きがいのある生活を送れるよう、係活動やクラブ活動、レクリエーションなどの日課の充実を図った。
- ・ リハビリ指導により、入所者の運動機能維持に努め、事故防止委員会を設置し、ヒヤリハット、事故報告の実施と事後検証により、事故防止に努めた。
- ・ 老朽化した設備に優先順位を付けて、計画的に更新整備を行った。また、多様なニーズに対応するため、畳部屋をフローリング化するなど、利用者の状況に合わせた居住環境の整備を行った。
- ・ 地域交流を促進するため、塩沢集落センターの清掃活動や、黒川民謡流しなどの地元行事への参加、地域住民への展示会の案内等を行った。
- ・ 措置機関との連携を強化し、利用者の状態に最も適した施設への移行と積極的な入所（受け入れ）を行い、地域ニーズに貢献するとともに、定員対比100%以上の入所達成に努めた（※定員数の1割増（99名）まで入所可能）。
- ・ 苦情解決、身体拘束及び虐待防止要綱に基づき、利用者視点に立った支援を行ってきた。
- ・ 職員の資質向上のため専門研修への参加を推進し、専門的知識・技術の習得に努めた。また他施設と意見交換や情報共有を行った。
- ・ 適正な医務及び給食の提供により、利用者の健康管理に努めた。
- ・ 感染症対策マニュアルに基づき、感染症予防に万全の体制を図ったことにより、施設内での感染症の蔓延を未然に防ぐことができた。

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・施設での生活に満足している利用者の割合 90% 【参考値：平成30年度 82%】
- ・個別支援計画（目標）の達成率 100% 【参考値：平成30年度 90%】

5 施策の展開（事務事業）

- (1)利用者支援に関すること
 - ・措置機関と連携して、利用者の状態や能力・特性を考慮した個別支援計画を策定し、個性を尊重した支援に努めます。
 - ・救護が必要な様々なニーズの対象者を受け入れ、利用者の年齢・身体状況・障がい等に適した施設への移行に努めます。
 - ・専門研修への参加や資格取得を推進して支援の専門性を高め、職員の資質向上に努めます。
 - ・高齢者、重度者向けの日課を設け、リハビリや生きがいづくり対策を強化します。
- (2)支援体制に関すること
 - ・会議の簡素化や行事の見直し等を実践し、業務の効率化を図り、利用者支援の充実に努めます。
 - ・利用者の健康状態に適したバランスのよい給食の提供と、毎日の健康観察や定期検診等を行い、嘱託医の診察と指導等による健康状態の把握と適切な健康管理に努めます。
 - ・感染症対策マニュアルを周知し、感染症の発生及びまん延の防止に努めます。
 - ・地域行事への参加や施設の開放を積極的に行い、地域交流を促進します。また、広報やホームページ、SNS等を用いて地域住民への情報提供や交流の機会を設けるよう努めます。
 - ・必要な職員数を確保し、広報やホームページ・SNSを活用した人材募集を行い、採用後のサポート体制を整え、長期的に働き続けたいくなるような職場作りを目指します。
- (3)環境整備に関すること
 - ・維持補修計画を策定し、施設設備の整備に努めます。
 - ・利用者のニーズや身体状況に応じた、より快適な居住環境の整備と、就労及び自立生活などの地域移行に向けた生活訓練が実践できる環境の整備に努めます。

(1)これまでの主な取組み

- 平成9年11月 胎内市（旧黒川村）塩沢に新築移転
- 平成27年1月 介護用特殊浴槽を配置
- 令和元年度 空調設備の大規模改修

(2)前期計画期間（令和2年度以降）における取組み

- 令和4年4月 定員100人から90人に変更

(3)現状（令和6年4月1日現在）

- ①施設の状況：公設公営（直営）定員 90人
※調理業務、洗濯、宿直・日直業務のみ外部委託
- ②職員数：32人

(4)前年度実績（令和5年度）

- 利用者数：93人（男性55人 女性38人）
- 入所率103%



ひまわり荘

1 施策の目的

- (1) 規約
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
老人福祉法の目的及び理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が健康かつ快適に自立した生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他援助を行うことを目的とする。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 令和5年度より定員数を改めたが、依然として入所者が減少し維持が難しい状況であり、財政面でも支障が生じている。全国的にも入所率の低下が課題となっている。
- ・ 長期的な展望として、施設利用の緩和、運営の仕方あるいは譲渡なども視野に入れ、養護老人ホームのあり方や共同処理事務の見直しについても検討していく必要がある。
- ・ 施設の老朽化が進む中で、入所者の安全で安心な生活を確保するため適切な設備維持補修が必要である。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組み
- ・ 昭和48年5月 養護老人ホームあやめ寮開設（定員150人）
 - ・ 平成17年10月 養護老人ホームひめさゆり開設（定員70人）
養護老人ホームひめさゆり指定管理制度開始
養護老人ホームあやめ寮定員変更（定員150人⇒80人）
 - ・ 平成30年4月 養護老人ホームあやめ寮指定管理制度開始
- (2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組み
- ・ 令和4年度で指定管理期間終了にあたり、新たに指定管理者の選定を実施。
 - ・ 令和5年4月1日 養護老人ホームあやめ寮定員変更（定員80人⇒75人）
 - ・ 令和5年4月1日 養護老人ホームひめさゆり寮定員変更（定員70人⇒60人）



あやめ寮

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・養護老人ホーム（あやめ寮・ひめさゆり）の入所率 90%
 【参考値：令和5年度 90.6%】
- あやめ寮 90%（令和5年度 88.7%）
- ひめさゆり 90%（令和5年度 93.1%）
- ※算出方法

$$\text{入所率} = \frac{(\text{あやめ寮} + \text{ひめさゆり}) \text{年間入所者数}}{\text{定員総数}} \times 100\%$$

5 施策の展開（事務事業）

- ・定期的な会議（担当者会議・連絡調整会議等）の実施により、指定管理者と措置機関（市町）との連携を強化し、利用しやすい施設運営に努めます。
- ・措置機関（市町）との連絡調整をこまめに行い、入所判定会の状況等の地域の実情把握に努めます。
- ・救護施設から養護施設への移行対象者の情報共有、適切な入所促進の働きかけを行います。
- ・これまで以上に民間を活用した養護老人ホームや施設の運営のあり方について検討します。
- ・指定管理者からの修繕要望に対し、適切な優先順位を考慮しながら年次計画に基づき施設の維持補修を行います。

※措置機関：養護老人ホームの設置・運営に参加する市町
 （新発田市・阿賀野市・胎内市・聖籠町）

(3) 現状（令和6年4月1日現在）の運営体制

- ・養護老人ホームあやめ寮【定員：75人】
 指定管理者：社会福祉法人 愛宕福祉会（令和5年4月1日～令和10年3月31日）
- ・養護老人ホームひめさゆり【定員60人】
 指定管理者：社会福祉法人 くろかわ福祉会（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

(4) 入所率の推移

※延べ人数

		R2	R3	R4	R5
定員数 (年間)	あやめ寮	960人 (80人×12か月)	960人 (80人×12か月)	960人 (80人×12か月)	900人 (75人×12か月)
	ひめさゆり	840人 (70人×12か月)	840人 (70人×12か月)	840人 (70人×12か月)	720人 (60人×12か月)
入所者数 (年間)	あやめ寮	801人	839人	834人	798人
	ひめさゆり	699人	663人	673人	670人
入所率	あやめ寮	83.4%	87.4%	86.9%	88.7%
	ひめさゆり	83.2%	78.9%	80.1%	93.1%



ひめさゆり

1 施策の目的

- (1) 規約
休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務。
- (2) 運営方針
 - ・夜間、休日等において、比較的軽症な外来の急病患者に対し診療と応急処置を行うことにより、一次(初期)救急医療としての役割を果たし、重症患者の多い県立新発田病院との機能分担を図る。
 - ・地域住民等に対する一次(初期)救急医療サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ること。

2 施策を取り巻く環境変化(現状)と課題

- ・下越地方の基幹病院である県立新発田病院との地域医療における役割分担により、一次(初期)救急医療機関としての休日診療所の重要性が一層高まってきている。
- ・一次(初期)救急医療サービスの提供に欠かせない地域医療を担う医師の高齢化及び慢性的な医師不足への対応が課題となっている。
- ・新たな感染症流行時は受診者数が減少する傾向があるため、受診を必要とする患者が引き続き安心して受診できる環境を維持する必要がある。
- ・新発田地区救急診療所の移転開設から15年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいる。一次(初期)救急医療機関の機能維持をするため、施設設備の更新が求められる。

3 これまでの取組成果と現況

- (1) これまでの主な取組
 - ・昭和57年4月の開設以来、新発田地区、中条地区、救急歯科の3診療所の業務を委託してきた(一財)越総合健康開発センターを平成18年4月から指定管理者として指定している。
 - ・平成21年4月から診療収入を指定管理者の収入とする利用料金制へ移行し、指定管理料は主に人件費に係る赤字分への補填とした。
 - ・平成23年4月に新発田地区救急診療所及び休日歯科診療所を県立新発田病院前に移転開設し、よりスムーズな連携を図った。
 - ・地域の医師の高齢化及び慢性的な医師不足等への対応として、平成31年4月から中条地区休日診療所の開設日を減少させ、令和2年4月から新発田地区救急診療所の平日夜間の診療時間を30分短縮した。
- (2) 前期計画期間(令和2年度以降)における取組
 - ・令和2年8月に新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことを目的として、新発田地区救急診療所内にドライブスルー方式の地域外来・PCR検査センターを開設した。(令和4年3月末 閉鎖)
 - ・管内における感染拡大に伴う発熱外来診療体制の強化と県立新発田病院の救急医療体制の負担軽減を目的として、令和4年9月に新発田地区救急診療所、令和5年7月に中条地区休日診療所を外来対応医療機関(発熱外来)に登録した。
 - ・令和5年5月、新型コロナウイルスの5類移行後は、新発田地区、中条地区の両診療所で感染症検査(新型コロナウイルス、インフルエンザ、溶連菌、アデノウイルス、RSウイルス)を実施。



新発田地区救急診療所・休日歯科診療所

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- 管内における救急患者数に占める組合診療所の受診者数の割合 75%
【参考値：平成30年度 72.4%】
- ※目標値 (%) = $a \div (a + b)$
 管内の組合診療所受診者数 … a
 管内の県立新発田病院（救急救命センター）受診者数… b

5 施策の展開（事務事業）

- 管内住民に対し、構成市町と連携し広報やHP、SNS等を活用して一次（初期）救急医療機関としての診療所の役割を十分周知し、救急患者の適正な利用を促進します。
- 地域の医師の高齢化及び慢性的な医師不足の中で、継続的かつ安定的に一次（初期）救急医療機関としての役割を果たすために構成市町、指定管理者及び医師会等の関係機関と連携を図り、今後の望ましい医療サービスと運営形態等の必要な方策を検討、推進します。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を参考として、指定管理者と連携して感染症のまん延防止対策を実施し、継続して地域の一次（初期）救急医療の役割を果たします。
- 計画的に施設維持補修・医療機器の更新を行い、円滑な診療に必要な機能維持に努めます。

(3) 現状（令和6年4月1日現在）

①施設状況

- 新発田地区救急診療所 内科・小児科 365日診療（平日夜間、土曜夜間、日曜日中・夜間）、外科 日曜診療
- 休日救急歯科診療所 日曜日祝日診療
- 中条地区休日診療所 内科・小児科 日曜診療

※その他、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始などに受付する診療所あり

②運営形態 指定管理（（一財）下越総合健康開発センター）

(4) 前年度実績（令和5年度）

- 新発田地区救急診療所 8,604人
- 休日救急歯科診療所 198人
- 中条地区休日診療所 719人



中条地区休日診療所

3 2組合共通の施策

1 施策の目的

地方公共団体として、住民に対して公正公平な立場で開かれた行政サービスを提供するために必要な制度の運営を行うとともに、2組合の事務事業を円滑に進めるために、組織における一体感を持たせた制度構築や連携調整を統括的に管理し、組合職員が安心してかつ意欲的に能力を十分に発揮できるための環境を整備する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 公務災害や労働災害の件数が減少傾向であったが、近年は増加している（特に福祉施設）。
- ・ デジタル化社会における広域行政に関する情報公開について、ホームページ等での提供が不足している。
- ・ 定年延長への対応や業務継続のため、今後の採用計画の考え方を見直す必要がある。また、人材育成に関する組合の基本的な考え方が未整備である。
- ・ 職員採用試験の受験者が減少しており、必要な人員確保が難しい状況になっている。
- ・ ハラスメントの相談がなくなっておらず、相談体制も内部職員だけで組織しているため、相談へのハードルを下げることや客観的な視点の導入で課題が残る。
- ・ 感染渦における事業継続にも通用する多様な働き方の導入が遅れている。
- ・ 健康診断や人間ドックの結果、再検査等の指摘事項がある職員が減少しない状況にある。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの取組

- ・ 2組合とも年3回の議会定例会を開催運営している。
- ・ 組合例規管理のシステムを導入し、例規をデータ管理するとともに、住民にWeb上で公開した。
- ・ 職員を能力、業績の両面から公平、公正に評価するため、国のモデルに沿った人事評価制度を実施している。
- ・ 新給与システムを導入し、人事システムと連動させて効率的に管理運営している。
- ・ ハラスメント対策として、毎年度研修を実施したほか、組合に相談窓口及び相談員を設置し、ハラスメントの把握、サポート、改善、防止に努めている。
- ・ 定期的に施設長会議を開催し、組合内の情報共有に努め、重要課題等について協議し合意形成を図っている。
- ・ メンタルヘルスの一環として、年1回ストレスチェックを実施し、高ストレス者へのサポートを行っている。

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

・ 公費賠償事故発生件数	0件	【参考値：平成30年度 5件】
・ 公務災害・労災の発生数	2件以内	【参考値：平成30年度 7件】
・ 職員の人事評価における業績評価A以上の達成率	35%	【参考値：平成30年度 13%】
・ 職員アンケートにおける職場環境を特に問題ないと回答した職員の割合	85%	【参考値：令和元年度 55%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・ 公務上の災害防止について、全職員に注意喚起するとともに、繰り返し意識付けするなどの再発防止策を講じ、徹底します。
- ・ より開かれた行政及び議会の実現のため、情報の電子的提供を一層推進します。
- ・ 現状に即した適正な職員体制を検討するとともに、人材育成に関する基本的な考え方を整理し推進します。
- ・ 優秀な人材確保のため、採用スケジュールの早期化やインターンシップの重点化など、トレンドの変化に対応すべく採用戦略の見直しを図ります。
- ・ ハラスメント撲滅のため、職員が正しい認識を持てるよう研修を継続して行うほか、より相談しやすい環境整備のため、外部相談機関の構築を検討します。
- ・ テレワークや時差出勤など、平時から、災害時や感染渦に強い多様な働き方の導入を進めます。
- ・ 職員自身による健康への意識を啓発し、より多方面から検査される人間ドックの受診と再検査の受診の徹底を働きかけます。

(2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組

- ・ 効率的な組合運営を行うため、令和2年度から組合の統廃合により広域関係組合を3組合から2組合とした。（新発田地域老人福祉保健事務組合を下越障害福祉事務組合に統合し下越福祉行政組合とする。）
- ・ 条例に定める情報公開制度を運用し、住民の知る権利を保障するとともに、一元化され、かつ個人情報保護法が直接適用となった新たな個人情報保護制度の運用を開始した。
- ・ 令和2年度からの会計年度任用職員制度及び新監査基準での監査等実施について、円滑に制度を開始した。



組合議会



職員研修

1 施策の目的

構成団体との連携を今まで以上に強化し、効率的で効果的な組合経営を推進する。
 広報紙やホームページ等を活用し、積極的に組合が担う行政情報を提供することにより、組合の透明性を高め、「しばたこういき」として住民に身近な組合経営を実現する。
 「新発田地域広域共同処理基本計画」に基づき、具体的な方策を推進するとともに、行政評価を実施し、計画的かつ構成団体と住民にわかりやすい共同処理事務を推進する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・職員数を削減している一方で、業務は複雑化してきているため、これまで以上に効率的な業務遂行が求められている。
 - 【2組合の職員数（一般行政職）】

H31. 4. 1	正職員94人	臨時的職員54人	合計148人
R6. 4. 1	正職員89人(▲5)	臨時的職員46人(▲8)	合計135人(▲13)
 - 【2組合の職員数（公安職）】

H31. 4. 1	正職員173人	臨時的職員2人	合計175人
R6. 4. 1	正職員180人(+7)	臨時的職員2人(0)	合計182人(+7)
- ・デジタル化社会における情報発信において、重要な役割を担うホームページについて、タイムリーな情報の更新を可能とするため、管理システムを導入し、どの施設でも容易に更新管理できる環境を整えることとした。
- ・組合施設の老朽化に伴い、年次的な大規模改修や更新を計画しているが、構成市町村の財政状況を十分考慮した予算編成に努める必要がある。
- ・行政評価を組合内部で実施しているが、外部の視点による評価が必要である。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの主な取組

- ・年3回（4月、7月、12月）の組合広報を広域管内約5万世帯に全戸配布し、行政情報を広く公表するとともに、ホームページやSNSを活用し、詳細な情報やタイムリーな情報を発信している。
- ・令和2年に第2次広域共同処理基本計画を策定し、計画に基づく行政評価の検証により共同処理事務の効率化及び効果的な事業展開を進めている。
- ・新発田地域広域共同処理施設総合管理計画を策定し、組合施設の計画的な更新、補修により延命化に努め、総合的な維持管理経費を圧縮している。
- ・財務会計システム、公会計システム及び庁内LANシステムを構築し、事務処理の効率化、省力化に努めている。
- ・統一的な地方公会計基準に基づく財務書類を作成し、財政マネジメントの強化を図っている。
- ・新発田市監査委員事務局による伝票検査を実施し、検査結果をフィードバックすることにより適正な予算執行の徹底に努めている。

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・ ホームページの年間アクセス数 12,000件 【参考値：令和5年度 10,820件】
- ・ 対財政計画比増減率（負担金） +5%以内 【参考値：令和6年度予算 -5.5%】
- ・ 各施策成果指標の平均達成率 70% 【参考値：平成30年度 43.9%】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページの年間アクセス数	9,796 件	10,484 件	10,820 件
対財政計画比増減率（負担金）	-5.8%	+3.7%	-5.5%
各施策成果指標平均達成率	61.8%	75.0%	60.0%

5 施策の展開（事務事業）

- ・ 複雑化する業務に対し、業務改善に努めるとともに、行政手続きのデジタル化についての情報収集と業務への活用可能性について検討し、導入することで効率的に業務を遂行します。
- ・ 令和6年度に新規導入することとしたホームページ管理システムを活用し、各施設において遅滞なく情報発信をするとともに、掲載内容を見直し組合の業務を住民にわかりやすく伝えるようにしていきます。
- ・ 平成28年度に策定した「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」が計画期間20年間の半分を経過するため見直しを進めます。また、予算編成にあたっては、必要性や妥当性、費用対効果などから各予算を精査したうえで優先順位を判断し、構成市町村の負担抑制と平準化を十分考慮した財政計画を立案します。
- ・ 組合施設の利用料金について、光熱水費・物価高騰の影響や運営コストを加味し、適正料金の検証、見直しを行います。
- ・ 「新発田地域広域共同処理基本計画」の行政評価については、外部評価委員の選任、活用を検討します。

(2) 前期計画期間（令和2年度以降）における取組

- ・ 令和2年に第2次新発田地域広域共同処理基本計画を策定し、計画に基づく行政評価の検証により共同処理事務の効率化及び効果的な事業展開を進めている。
- ・ 組合の各種業務の効率化を図るため、実施主管の見直しを行い、行財政改革を推進した。
- ・ 庁内LANシステムの更新によりペーパーレス化を進めるとともに、組合施設間、職員間での情報共有体制を強化した。



第2次新発田地域広域共同処理後期基本計画 策定ワーキンググループ

1 施策の目的

- ・ 上位計画となる「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」に基づく個別施設計画の推進。
方針：安全・安心かつ地域環境に配慮した2組合施設の運営を積極的に推進する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・ 組合施設の更新に係る財源の軽減及び負担の平準化、人口減少に伴う施設の利用需要減少による運営の困窮が見込まれる中、公共施設の老朽化に伴う更新・長寿命化・統廃合を計画的に進める安全・安心な運営管理が必要となる。
- ・ 工事を発注する上で、設計書の作成・工事予定期間等、適切に工事を発注する準備を整え、計画に沿った工事を施工していく必要がある。
- ・ 構成市町村のゼロカーボンシティ宣言により、組合においても脱炭素化を目指した取り組みや施設整備が求められている。

3 これまでの取組成果と現況

(1) これまでの主な取組

①施設更新

- ・ 中央分署(旧中央出張所)解体完了(平成28年)・竣工(平成29年)
- ・ 中井さくら園(旧いじみの寮・学園)竣工(平成30年)・解体完了(令和3年)
- ・ さくら分署(旧紫雲寺出張所・旧加治川出張所)竣工(令和元年)・解体完了(令和2年)

②環境保全活動

- ・ 平成15年 地球温暖化対策に係る実行計画を策定
- ・ 平成17年 組合防災計画を策定
- ・ 平成19年 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定
- ・ 平成20年 第2次地球温暖化対策に係る実行計画を策定
- ・ 平成29年 第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定

(2) 前期計画期間(令和2年度以降)における取組

①施設更新

- ・ 川東出張所 竣工(令和2年度)・解体完了(令和3年度)
- ・ 豊浦出張所 竣工(令和4年度)・解体完了(令和5年度)
- ・ 広域葬斎センター願文院 竣工(令和3年度)・解体完了(令和4年度)
- ・ 旧下越広域伝染病舎 解体完了(令和5年度)

②環境保全活動

- ・ 令和2年 第3次地球温暖化対策に係る実行計画を策定

4 施策の目標 ※参考値：前期計画と同一目標は平成30年度実績、変更している場合は令和5年度実績としている

- ・工事発注計画達成率 100% 【参考値：令和5年度 81.3%】
⇒毎年度設定する工事発注計画を計画通り発注する。
- ・組合全施設 点検実施回数 1回 【参考値：令和5年度 1回】
⇒施設の日常点検、定期点検とは別に施設を点検・修繕計画の確認を行い、維持補修・管理体制に適切に反映させる。
- ・温室効果ガス削減目標（平成25年度比） -32.4% 【参考値：令和5年度 -23.2%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・今後、大規模改修や更新が見込まれる施設について施設の利用状況の把握に努め、更新・長寿命化・統廃合を随時検討します。また、組合施設の安全・安心な運営に向け、適切な維持管理のサポートを行います。
- ・工事発注において、5か年計画に基づき発注するとともに、職員間の確認作業といった協力体制を強化します。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき広域関係2組合が策定した「第3次地球温暖化対策に係る実行計画」が令和7年度より第4次計画の策定となり、策定した第4次計画の目標値の達成を目指し、継続的に推進します。

(3) 現状(今後の施設更新計画)

①施設更新

- ・消防本部・新発田消防署・広域合同庁舎 令和7年竣工・令和8年解体工事
- ・最終処分場 令和10年竣工・令和11年稼働開始
- ・胎内署 令和11年竣工・令和12年解体工事
- ・聖籠分署 令和12年竣工・令和13年解体工事

②環境保全活動

- ・令和8年4月運用開始予定の消防本部・新発田消防署・組合事務局の新庁舎については、カーボンニュートラル（二酸化炭素の排出抑制）を目的として、再生可能エネルギー利用と省エネルギー化を設計に取り入れることにより、ZEB ready（建物のエネルギー消費量を50%削減）を達成する見込となる他、その他の施設更新についても、省エネ・環境に配慮した庁舎となるよう進めていく。
- ・令和7年 第4次地球温暖化対策に係る実行計画
- ・令和9年 第3次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定



建設中の消防本部・新発田消防署・組合事務局の新庁舎(完成イメージ図)

III 資料編

1 組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、新発田地域広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもつて組織する。

新発田市

胎内市

聖籠町

(組合の共同処理する事務)

第3条 関係市町で共同処理する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づき市町の処理すべき事務。ただし、消防団に関する事務を除く。
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会による審査判定に関する事務

2 新発田市及び胎内市で共同処理する事務は、次のものとする。

ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、新発田市中心部5丁目4番7号（広域合同庁舎内）に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、関係市町からそれぞれ次のとおり選出する。

新発田市 9人

胎内市 4人

聖籠町 2人

2 前項の組合議員は、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙された者をもつてあつてゐる。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は、直ちにこれを補充しなけ

ればならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、当該市町の議会の議員の任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、当該議員の任期による。

(議決の特例)

第7条の2 第3条第2項に規定する事務に係る議決については、新発田市及び胎内市から選出されている議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で議決する。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、1人とし、新発田市長をもつてあてる。

3 副管理者は、2人とし、新発田市長以外の関係市町の長をもつてあてる。

4 会計管理者は、1人とし、関係市町の会計管理者の中から管理者が選任する。

(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者の任期は、新発田市長の任期による。

2 副管理者の任期は、当該市町の長の任期による。

(職員)

第10条 組合に職員を置く。

2 職員の定数は、条例をもつて別に定め、管理者が任命する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事務の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)の中から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任された者にあつては、その任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 重要な議決事件の通知

(関係市町の長に通知する事件)

第11条の2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第211条の2第4号の規定に基づく規約で定める重要な議決事件は、次に掲げるものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき条例で定める契約を締結すること。

(2) 地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第5章 組合の経費

（経費支弁の方法）

第12条 組合の経費は、次に掲げる収入をもつてあてる。

(1) 関係市町の負担金

(2) その他の収入

（負担金）

第13条 関係市町の負担金は、関係市町の議会の議決を経て定める協議により決定する。

附 則

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の事務（新潟県知事の許可の日から昭和47年3月31日までの間に組合が行う必要のある職員の採用及び訓練に関する事務を除く。）については、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和47年4月1日〕から施行する。

附 則（昭和48年規約第3号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和48年12月1日〕から施行する。

附 則（昭和50年規約第4号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和50年1月21日〕から施行する。

附 則（昭和50年規約第5号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和50年4月1日〕から施行する。

附 則（昭和52年規約第6号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和52年12月15日〕から施行する。

附 則（昭和53年規約第7号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和53年5月1日〕から施行する。ただし、改正後の規約第3条第1項第4号のうち、火葬場の管理運営に関する事務は、当該火葬場の供用開始の日から施行する。

附 則（昭和56年規約第8号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和56年6月30日〕から施行する。ただし、改正後の規約第3条第3項に規定する事務のうち、この規約施行の日（以下「施行の日」という。）の前日において新発田市が設置するし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務については、改正後の規約第3条第3項の規定により、組合が施行の日以後最初に建設するし尿処理施設の供用開始の日から施行する。

附 則（昭和60年規約第9号）

この規約は、昭和60年8月1日から施行する。

(昭和60年4月25日県指令地第525号で許可)

附 則 (平成2年規約第10号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成2年10月30日〕から施行する。

附 則 (平成4年規約第11号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成4年4月30日〕から施行する。

附 則 (平成4年規約第12号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成4年8月1日〕から施行する。

附 則 (平成5年規約第13号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成5年4月1日〕から施行する。

附 則 (平成7年規約第14号)

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成7年4月1日〕から施行する。

附 則 (平成11年規約第15号)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年新潟県市合第99号)

この規約は、平成15年7月7日から施行する。

附 則 (平成17年新潟県市町村第173号)

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年新潟県市町村第747号)

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年新潟県市町村第1559号)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する組合の収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、変更前の第8条第1項及び第4項並びに第9条第2項の規定は、なおその効力を有する。

3 変更後の第8条の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により関係市町の収入役として在職するものとされた者は、変更後の第8条に規定する会計管理者とみなす。

附 則 (平成21年新潟県市町村第1042号)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年新潟県市町村第849号)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年新潟県市町村第851号）

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、下越福祉行政組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表の市町村をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設である中井さくら園の設置及び管理運営に関する事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設である中井さくら園の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 組合が設置する施設において行う法第5条第8項に規定する短期入所事業に関する事務
- (4) 組合が設置する法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所において行う法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関する事務
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設であるひまわり荘の設置及び管理運営に関する事務

2 新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町で共同処理する事務は、次のものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務
- (2) 休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、新発田市中央町5丁目4番7号広域合同庁舎内に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は8人とし、組合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）の長をもつてこれにあてる。

2 前項の規定にかかわらず、新発田市及び副管理者となつた市町村長の属する市町村にあつては、副市町村長をもつて組合議員にあてる。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、当該市町村長の任期による。

2 前条第2項の組合議員にあつては、当該副市町村長の任期による。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

(議決の特例)

第7条の2 第3条第2項に規定する事務に係る議決については、新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町から選出されている議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で議決する。

第3章 執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、新発田市長をもつてあてる。

3 副管理者は、組合の議会の同意を得て関係市町村長の中から管理者が選任する。

4 会計管理者は、関係市町村の会計管理者の中から管理者が選任する。

5 管理者の任期は、新発田市長の任期による。

6 副管理者の任期は、当該市町村の長の任期による。

(職員)

第9条 組合に職員を置く。

2 職員の定数は、条例をもつて定め、管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）の中から各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の中から選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

第4章 組合の経費

(組合経費の支弁の方法)

第11条 組合の経費は、関係市町村の分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもつて充てる。

(分担金の分賦)

第12条 関係市町村の分担額は、組合議会の議決により別に定める。

附 則

この規約は、昭和35年7月20日から施行する。

附 則（昭和42年県指令地第2828号）

この規約は、新潟県知事の許可があつた日から施行し、昭和42年1月1日から適用する。

附 則（昭和44年県指令地第2939号）

この規約は、新潟県知事の許可があつた日から施行する。

附 則（昭和46年県指令地第1399号）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則（昭和48年県指令地第2814号）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和52年県指令地第1273号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和52年12月15日〕から施行する。

附 則（昭和53年県指令地第540号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和53年6月1日〕から施行する。

附 則（昭和54年県指令地第365号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔昭和54年4月10日〕から施行する。

附 則（昭和60年県指令地第526号）

1 この規約は、昭和60年8月1日から施行する。

2 組合は、昭和60年7月31日をもつて廃止する岩船地域広域事務組合、新潟県北蒲原郡水原郷病院組合、豊栄市及び新発田地域広域事務組合の隔離病舎の設置及び管理運営に関する事務を承継する。

附 則（平成4年県指令地第166号）

この規約は、新潟県知事の許可の日〔平成4年4月30日〕から施行する。

附 則（平成11年規約第11号）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年新潟県市合第101号）

この規約は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成16年新潟県市合第263号）

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年新潟県市合第15号）

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年新潟県市合第403号）

この規約は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年新潟県市町村第183号）

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年新潟県市町村第749号）

この規約は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成18年新潟県市町村第834号）

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年新潟県市町村第1561号）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する組合の収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、変更前の第8条第1項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。

3 変更後の第8条の規定の適用については、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により関係市町村の収入役として在職するものとされた者は、変更後の第8条に規定する会計管理者とみなす。

附 則（平成20年新潟県市町村第1356号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年新潟県市町村第1076号）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年新潟県市町村第921号）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年新潟県市町村第848号）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年新潟県市町村第1056号）

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年新潟県市町村第850号）

（施行期日）

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（事務及び財産の承継）

2 組合は、令和2年3月31日をもって解散する新発田地域老人福祉保健事務組合の事務及び財産を承継する。

附 則（令和4年新潟県市町村第831号）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年新潟県市町村第246号）

この規約は、令和6年5月1日から施行する。

別表

下越福祉行政組合組織市町村

新発田市 村上市 新潟市 阿賀野市 胎内市 聖籠町 関川村 粟島浦村

2 共同処理事務の
現況資料

消 防 体 制

(1) 署所に対する人員及び車両配置状況

令和6年3月31日現在

車 別 所属別		消 防 吏 員 数 (事務職員除く)	車 両 計	消 防 自 動 車 等										その他				
				普通ポンプ車	水槽付消防車	多目的消防車	梯子車	化学車	大型化学高所放水車	原液搬送車	救助工作車	救急車	指令車	資機材搬送車	救急普及啓発広報車	広報査察車	連絡車	人員搬送車
計		175	41	2	8	2	1	2	1	1	2	10	3	2	1	4	1	1
消 防 本 部		23	6										1		1	2	1	1
新発田消防署管轄	小 計	113	25	1	6	1	1	1	1	1	1	8	1	2		1		
	新発田消防署	37	10	1	1		1	1			1	1	1	2		1		
	聖籠分署	19	4		1					1	1							
	中央分署	18	3		1							2						
	さくら分署	18	3		1							2						
	豊浦出張所	12	3		1	1						1						
	川東出張所	9	2		1							1						
胎内消防署管轄	小 計	39	10	1	2	1		1			1	2	1			1		
	胎内消防署	30	8	1	1	1		1			1	1	1			1		
	黒川出張所	9	2		1							1						

※消防配置の事務職員は3名(消防長1名、会計年度任用職員2名)

(2) 消防施設等に対する割合

令和6年3月31日現在

消防職員1人に対する			消防署所1に対する			消防ポンプ車1台に対する		
面積km ²	人 口	世帯数	面積 km ²	人 口	世帯数	面積 km ²	人 口	世帯数
4.8	760	304	104.4	16,629	6,660	83.6	13,304	5,328
消 防 吏 員 175名			8署所(2署、3分署、3出張所)			10台(普通ポンプ車5台、水槽付消防車5台)		

火 災 発 生 状 況

	火 災 件 数																	
	計			建 物			林 野			車 両			船 舶			そ の 他		
	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減
合 計	30	21	9	21	17	4	1	0	1	1	2	▲1	0	0	0	7	2	5
新 発 田 市	15	12	3	11	10	1	0	0	0	1	2	▲1	0	0	0	3	0	3
胎 内 市	13	4	9	9	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1	2
聖 籠 町	2	5	▲3	1	4	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

	焼 損 棟 数															死 傷 者			
	計			全 焼			半 焼			部 分 焼			ぼ や			死 者		負 傷 者	
	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
合 計	31	29	2	7	6	1	1	0	1	11	11	0	12	12	0	4	0	2	6
新 発 田 市	19	18	1	6	3	3	1	0	1	8	7	1	4	8	▲4	4	0	1	3
胎 内 市	11	4	7	1	2	▲1	0	0	0	3	0	3	7	2	5	0	0	1	3
聖 籠 町	1	7	▲6	0	1	▲1	0	0	0	0	4	▲4	1	2	▲1	0	0	0	0

	焼 損 面 積 等										損 害 額 (千円)		
	建 物(m ²)			林 野(a)			車 両(台)			建 物			
	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	
合 計	4,580	1,186	3,394	1	46	▲45	1	10	▲9	255,460	73,880	181,580	
新 発 田 市	2,703	578	2,125	1	1	0	1	8	▲7	74,747	28,580	46,167	
胎 内 市	1,877	254	1,623	0	23	▲23	0	2	▲2	180,523	26,700	153,823	
聖 籠 町	0	354	▲354	0	22	▲22	0	0	0	190	18,600	▲18,410	

	損 害 額 (千円)														
	林 野			車 両			船 舶			そ の 他			合 計		
	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減	R5年度	R4年度	増減
合 計	0	0	0	170	3,634	▲3,464	0	0	0	4,596	0	4,596	260,226	77,514	182,712
新 発 田 市	0	0	0	170	3,634	▲3,464	0	0	0	0	0	0	74,917	32,214	42,703
胎 内 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,596	0	4,596	185,119	26,700	158,419
聖 籠 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	18,600	▲18,410

救 急 出 場 状 況

(単位:件)

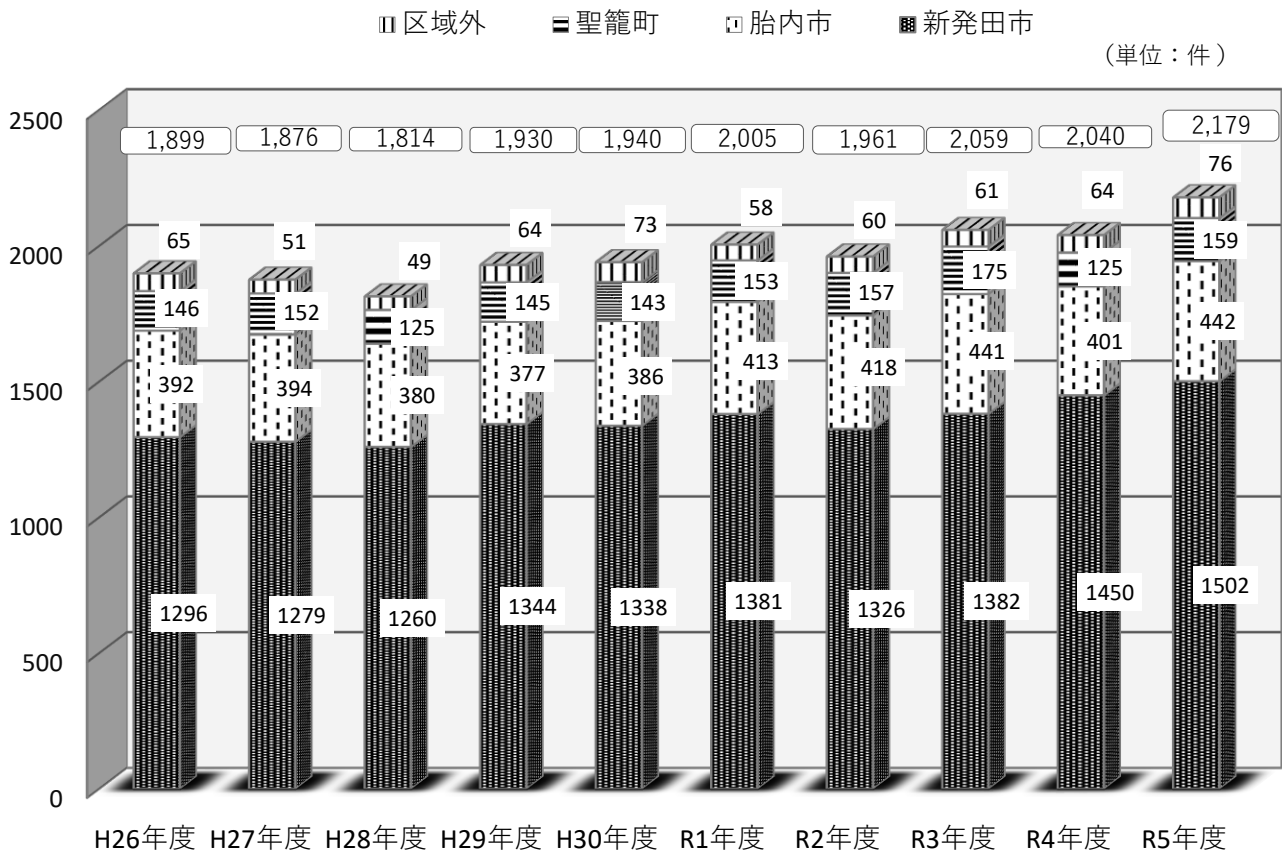
種別 署所	合 計		火 災	自 然 災 害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害 事 故	自 損 行 為	急 病	そ の 他	
													転院 搬送	その他
合 計	5年度	6,794	23	1	4	328	102	44	957	7	66	4,498	648	116
	4年度	6,700	18	3	10	331	87	49	924	12	70	4,435	633	128
	増 減	94	5	▲ 2	▲ 6	▲ 3	15	▲ 5	33	▲ 5	▲ 4	63	15	▲ 12
新 発 田	5年度	989	2	0	0	58	16	6	127	0	7	662	73	38
	4年度	961	2	0	1	55	10	7	122	5	10	640	69	40
	増 減	28	0	0	▲ 1	3	6	▲ 1	5	▲ 5	▲ 3	22	4	▲ 2
胎 内	5年度	839	0	0	1	43	9	5	120	2	2	593	51	13
	4年度	847	0	0	0	39	3	8	123	1	6	590	56	21
	増 減	▲ 8	0	0	1	4	6	▲ 3	▲ 3	1	▲ 4	3	▲ 5	▲ 8
聖 籠	5年度	789	4	1	1	43	33	7	94	2	9	536	55	4
	4年度	658	4	0	4	45	23	11	79	1	9	431	45	6
	増 減	131	0	1	▲ 3	▲ 2	10	▲ 4	15	1	0	105	10	▲ 2
豊 浦	5年度	423	0	0	0	16	4	0	76	0	7	314	3	3
	4年度	477	0	0	0	10	4	1	78	0	6	364	8	6
	増 減	▲ 54	0	0	0	6	0	▲ 1	▲ 2	0	1	▲ 50	▲ 5	▲ 3
黒 川	5年度	443	0	0	0	20	7	5	66	0	6	308	24	7
	4年度	466	0	1	0	21	7	2	71	0	6	327	25	6
	増 減	▲ 23	0	▲ 1	0	▲ 1	0	3	▲ 5	0	0	▲ 19	▲ 1	1
中 央	5年度	2,118	11	0	2	80	17	16	294	3	22	1,371	274	28
	4年度	2,261	4	0	2	105	28	17	294	5	20	1,414	339	33
	増 減	▲ 143	7	0	0	▲ 25	▲ 11	▲ 1	0	▲ 2	2	▲ 43	▲ 65	▲ 5
さ くら	5年度	755	6	0	0	43	10	4	103	0	11	407	160	11
	4年度	627	8	2	2	44	9	2	90	0	9	368	81	12
	増 減	128	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 1	1	2	13	0	2	39	79	▲ 1
川 東	5年度	438	0	0	0	25	6	1	77	0	2	307	8	12
	4年度	403	0	0	1	12	3	1	67	0	4	301	10	4
	増 減	35	0	0	▲ 1	13	3	0	10	0	▲ 2	6	▲ 2	8

救 助 出 動 状 況

(単位:件)

種別 署所	合計	火 災		交 通 事 故	水 難 事 故	自 事 然 災 害 故	機 事 械 に よ る 故	建 よ 物 る 等 事 に 故	ガ 酸 ス 欠 及 事 び 故	破 裂 事 故	そ の 他	
		建 物	建 以 物 外									
合 計	5年度	98	1	0	37	3	0	3	10	5	0	39
	4年度	86	0	0	27	10	2	2	14	2	0	29
	増 減	12	1	0	10	▲ 7	▲ 2	1	▲ 4	3	0	10
新発田消防署	5年度	73	1	0	27	2	0	2	9	3	0	29
	4年度	67	0	0	22	7	1	2	13	1	0	21
	増 減	6	1	0	5	▲ 5	▲ 1	0	▲ 4	2	0	8
胎内消防署	5年度	25	0	0	10	1	0	1	1	2	0	10
	4年度	19	0	0	5	3	1	0	1	1	0	8
	増 減	6	0	0	5	▲ 2	▲ 1	1	0	1	0	2

火葬場使用件数推移



直近3か年内訳

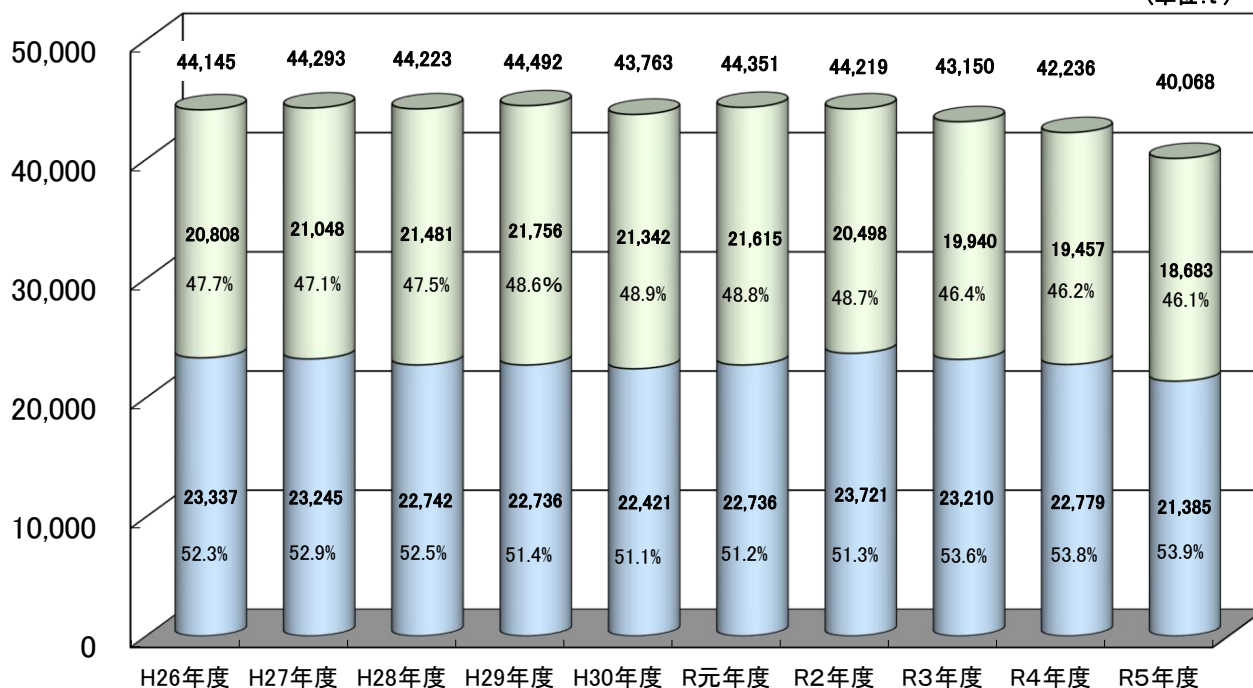
(単位: 件)

区 分		年度別	令和5年度	令和4年度	比較 % (A-B)/B%	令和3年度
			A	B		
関係市町区域	死 体 (12歳以上)		2,049	1,923	6.6	1,946
	死 体 (12歳未満)		2	3	▲ 33.3	1
	死 産		17	16	6.3	22
	身 体 の 一 部 等		35	34	2.9	29
区域外	死 体 (12歳以上)		76	64	18.8	61
	死 体 (12歳未満)		0	0	-	0
計			2,179	2,040	6.8	2,059

可燃物の搬入量(年度別実績)

- 事業系
- 家庭系

(単位:t)

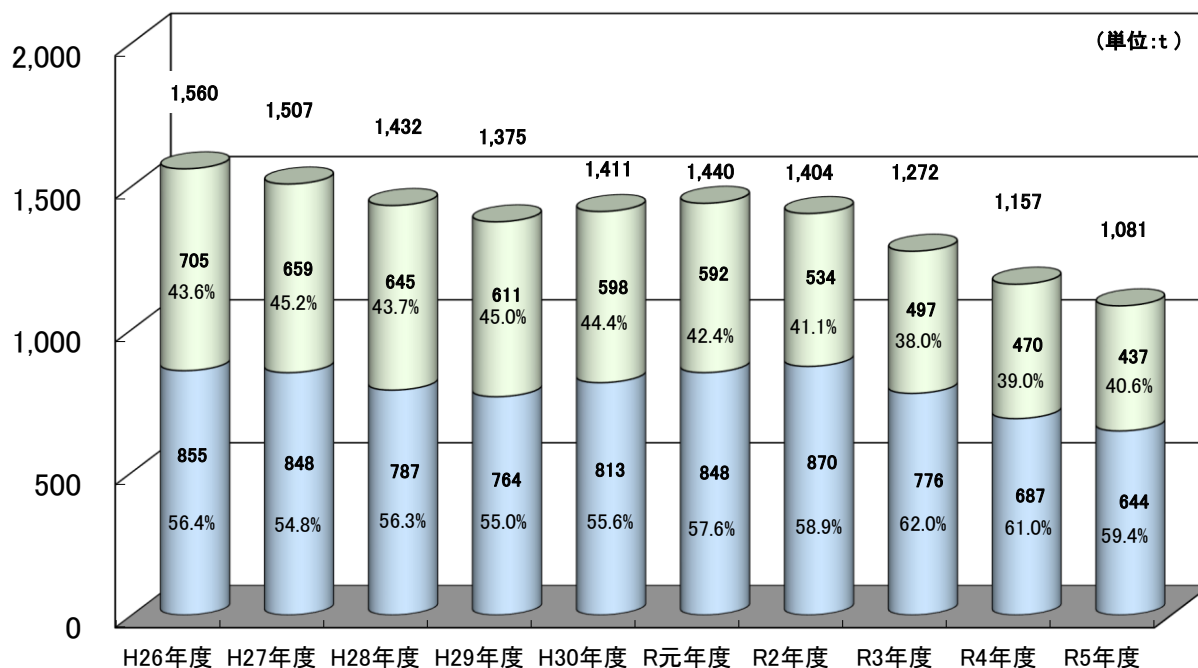


※R元年度の災害ごみ(福島県台風19号被害に伴うごみ)は含んでいません。
 ※ごみを共同処理している市:新発田市・胎内市

不燃物の搬入量(年度別実績)

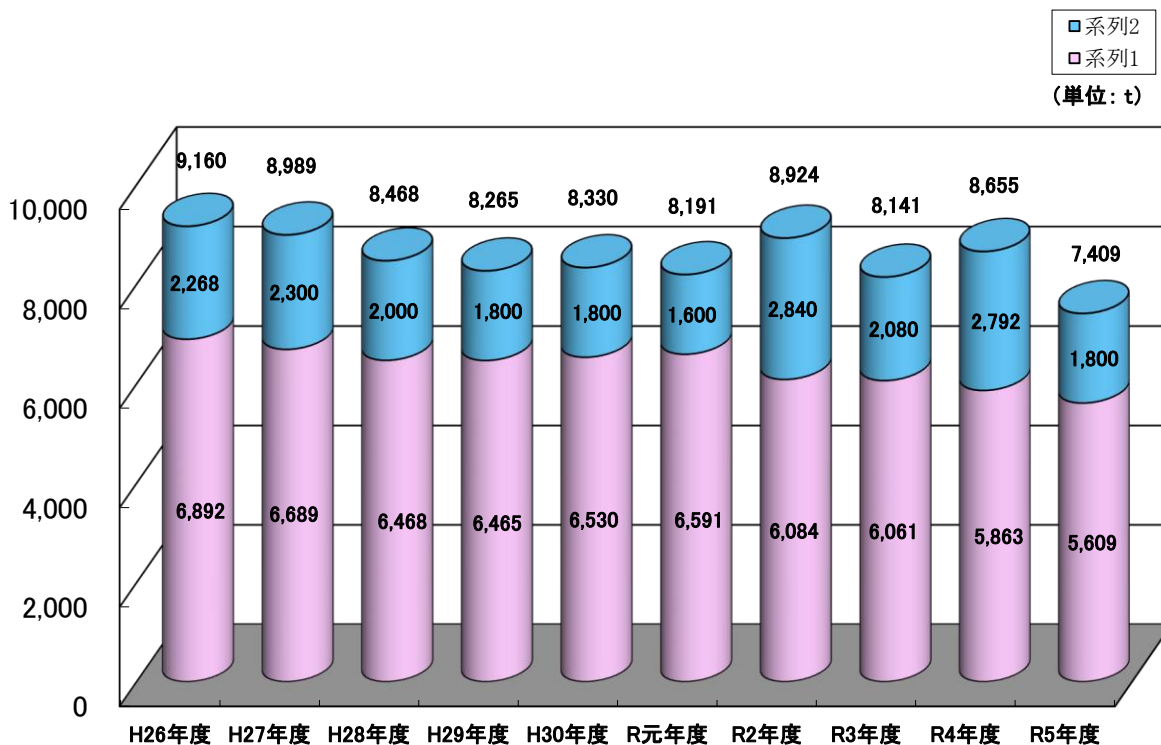
- 事業系
- 家庭系

(単位:t)



※不燃物処理場に搬入し分別された可燃ごみは含まれていません。
 ※ごみを共同処理している市:新発田市・胎内市

最終処分場埋立処分量(年度別実績)



埋立処分量3か年比較表

(単位:t)

区分	年度別	R5年度	R4年度	比較 % (A-B)÷B	R3年度
		A	B		C
埋立量	焼却灰(ごみ)	4,819	4,981	▲3.2%	5,164
	不燃残渣	689	773	▲10.8%	805
	脱水汚泥	101	109	▲7.5%	92
	覆土	1,800	2,792	▲35.5%	2,080
	計	7,409	8,655	▲14.4%	8,141

最終処分場(新発田広域エコパーク)埋立率

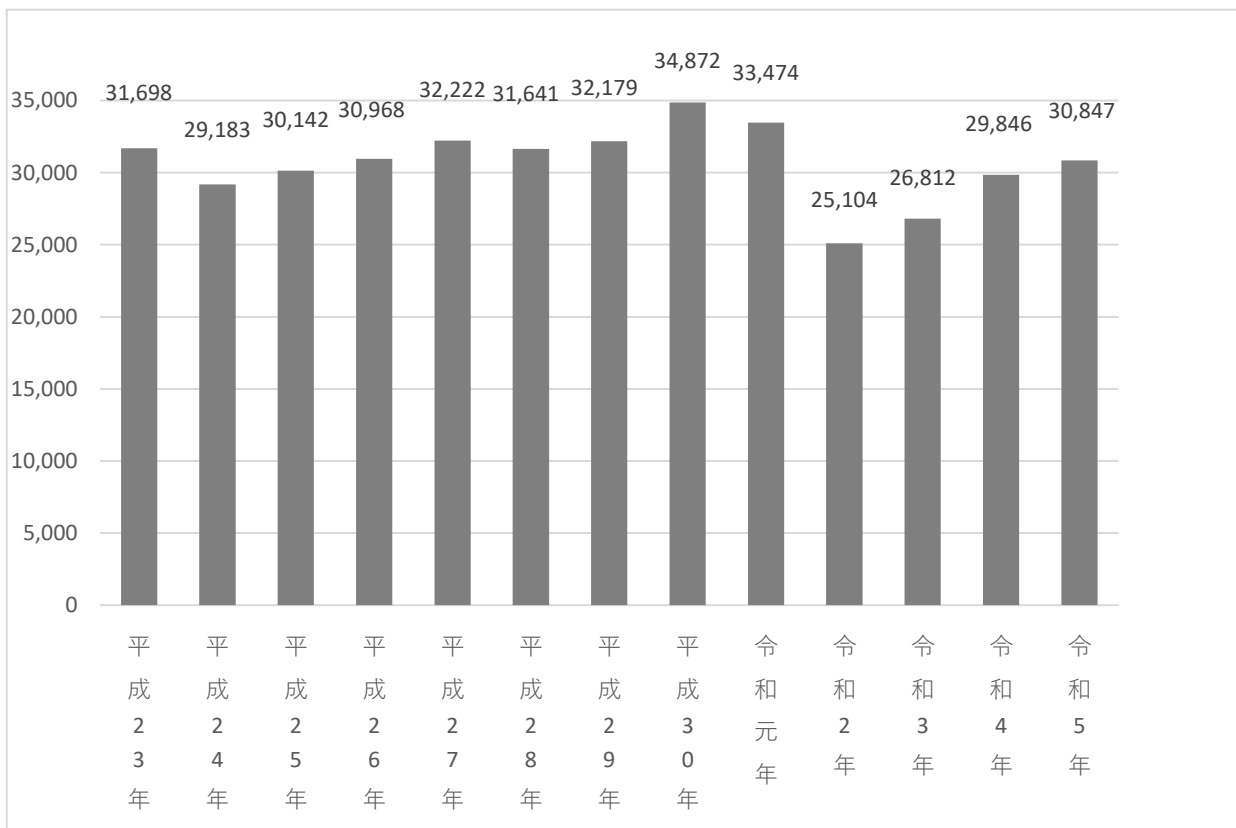
$$\begin{array}{rcl}
 \text{累計埋立量} & & \text{埋立容量} & & \text{埋立率} \\
 146,161 \text{ m}^3 & \div & 197,700 \text{ m}^3 & = & 73.9 \% \quad (\text{令和6年3月末時点})
 \end{array}$$

※埋立量については、平成24年度までは比重を焼却灰(ごみ) 1.20、不燃残渣 0.72、焼却灰(し尿) 1.10、脱水汚泥 1.00、覆土 1.60として算出した。

平成28年7月に埋立量の実測を行ったところ、これまで管理していた埋立処分実績量に誤差が生じたため比重を見直し、焼却灰(ごみ) 1.46、不燃残渣 0.85、焼却灰(し尿) 1.11、脱水汚泥 1.15、覆土 1.85として算出した。

虹の里交流館 年度別利用実績表

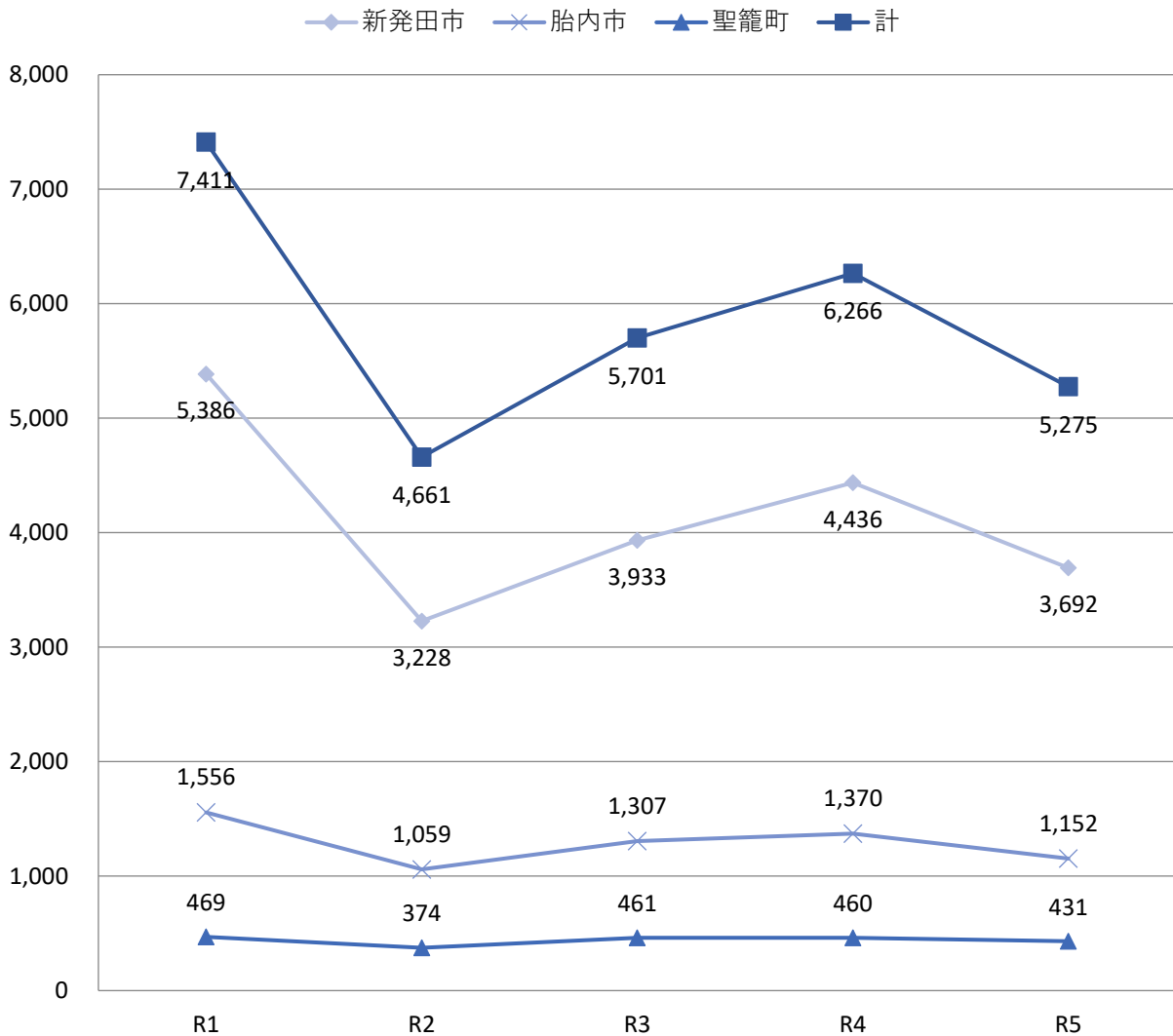
年度	開館日数	入 館 者 数				入館者のうち、専用使用			
		年間	1日平均	対前年度比(年間)		集会室(和室)		多目的運動場	
				人	人	人	%	団体	人
H23	308	31,698	103	472	1.51	85	1,284	174	2,380
H24	308	29,183	95	▲ 2,515	▲ 7.93	94	1,328	162	2,072
H25	308	30,142	98	959	3.29	81	1,103	145	1,814
H26	308	30,968	101	826	2.74	48	628	112	1,449
H27	308	32,222	105	1,254	4.05	22	294	131	1,607
H28	307	31,641	103	▲ 581	▲ 1.80	29	278	125	1,829
H29	308	32,179	104	538	1.70	27	210	139	1,703
H30	308	34,872	113	2,693	8.37	12	97	182	2,320
R1	292	33,474	115	1,295	4.02	10	90	143	1,932
R2	273	25,104	92	▲ 8,370	▲ 25.00	0	0	101	1,560
R3	296	26,812	91	1,708	6.80	0	0	143	1,720
R4	305	29,846	98	3,034	11.32	0	0	127	2,048
R5	309	30,847	100	1,001	3.35	0	0	101	1,701



市 町 別 判 定 件 数 の 推 移

(単位:件)

	新発田市	胎内市	聖籠町	計
令和元年度	5,386	1,556	469	7,411
令和2年度	3,228	1,059	374	4,661
令和3年度	3,933	1,307	461	5,701
令和4年度	4,436	1,370	460	6,266
令和5年度	3,692	1,152	431	5,275



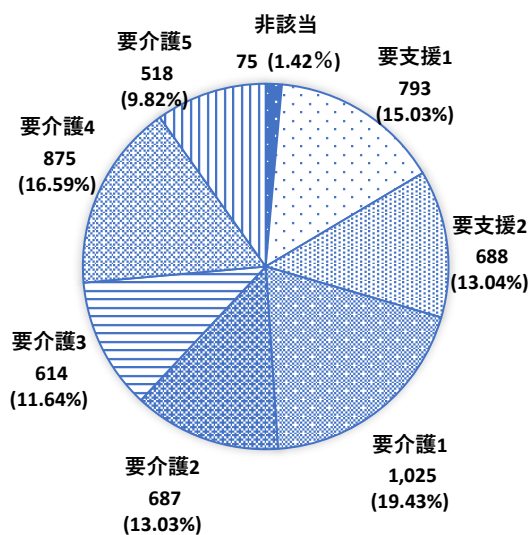
介護度別判定件数

(4月～3月)

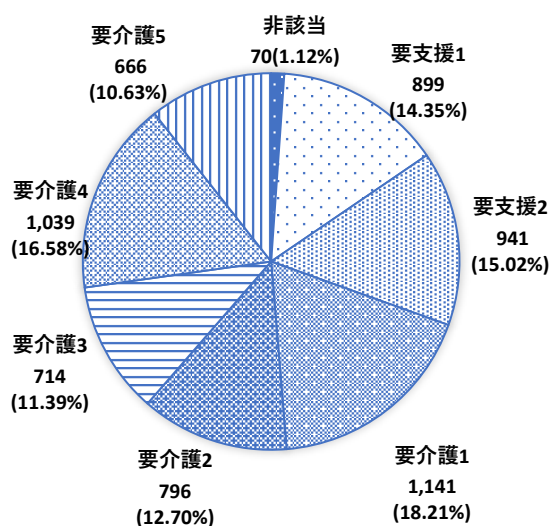
(単位:件)

要介護度 \ 区分	5 年 度 A	4 年 度 B	増 減 A-B
非 該 当	75	70	5
要 支 援 1	793	899	△ 106
要 支 援 2	688	941	△ 253
要 介 護 1	1,025	1,141	△ 116
要 介 護 2	687	796	△ 109
要 介 護 3	614	714	△ 100
要 介 護 4	875	1,039	△ 164
要 介 護 5	518	666	△ 148
計	5,275	6,266	△ 991

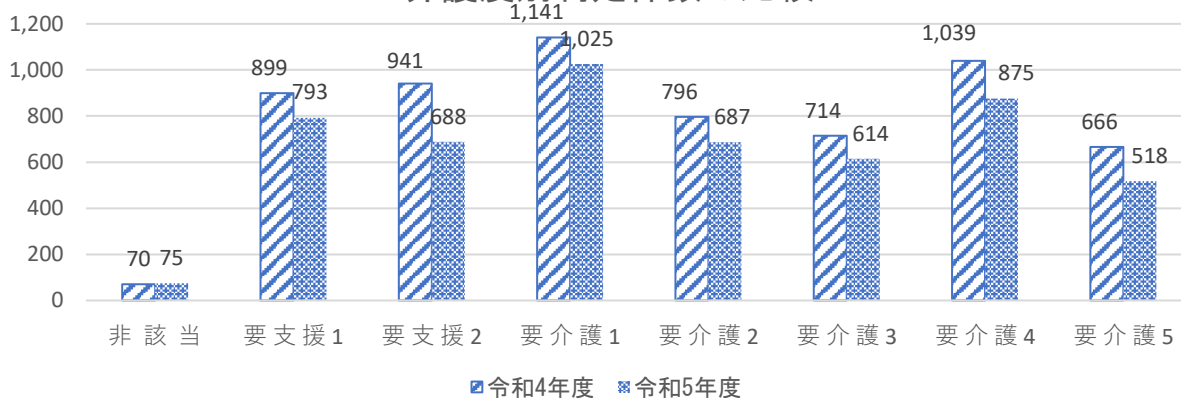
令和5年度



令和4年度



介護度別判定件数の比較



市 町 村 別 入 所 者 数

中井さくら園

令和6年3月31日現在

(単位:人)

市町村名	区分	成人部		児童部		計
		男	女	男	女	
新 発 田 市		18	15	1	0	34
村 上 市		3	5	0	0	8
新 潟 市		6	5	0	0	11
阿 賀 野 市		7	1	0	0	8
胎 内 市		6	1	0	0	7
聖 籠 町		2	0	0	0	2
関 川 村		1	1	0	0	2
粟 島 浦 村		0	0	0	0	0
計		43	28	1	0	72
合 計		71		1		

※令和6年3月31日 退所者を除く

入 退 所 者 の 状 況

(成人部)

入 所			退 所		
性別	入所年月日	入所前の状況	性別	退所年月日	退所の理由
(入所者なし)			女	R5.6.15	他施設入所

(児童部)

入 所			退 所		
性別	入所年月日	入所前の状況	性別	退所年月日	退所の理由
(入所者なし)			女	R6.3.19	地域移行

性 別 ・ 年 齢 別 の 状 況

(単位:人)

		6~11歳	12~15歳	16~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50歳以上	合計	平均年齢
成人部	男	0	0	0	1	7	0	1	1	13	20	43	47歳 8ヵ月
	女	0	0	0	2	4	2	0	3	2	15	28	
児童部	男	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	17歳 10ヵ月
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	1	3	11	2	1	4	15	35	72	

※ 最高齢者 : (成人部)男68歳・女70歳、(児童部)男17歳

障 害 等 の 状 況

中井さくら園

令和6年3月31日現在

(単位:人)

	成人部			児童部		
	男	女	計	男	女	計
知的障害						
最重度・重度	39	24	63	1	0	1
中度	1	4	5	0	0	0
軽度	1	0	1	1	0	1
発達障害						
自閉症スペクトラム	11	6	17	2	0	2
ADHD	0	0	0	1	0	1
LD(学習障害)	0	0	0	0	0	0
身体障害						
脳性まひ	4	2	6	0	0	0
肢体不自由	2	4	6	0	0	0
運動機能障害	2	2	4	0	0	0
視覚障害	1	2	3	0	0	0
言語障害	1	0	1	0	0	0
精神障害						
統合失調症	0	1	1	0	0	0
その他	6	4	10	0	0	0
その他						
ダウン症	5	5	10	0	0	0
ベーチェット病	1	0	1	0	0	0
てんかん	19	14	33	0	0	0
言語なし	22	10	32	1	0	1
強度行動障害	32	18	50	0	0	0

※重複して該当しているため、入所者数と異なる。

障 害 支 援 区 分 の 状 況

(成人部)

(単位:人)

市町村名	支援区分	(軽 度)			(重 度)			計
		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
新 発 田 市		0	0	0	7	9	17	33
村 上 市		0	0	0	0	3	5	8
新 潟 市		0	0	0	2	0	9	11
阿 賀 野 市		0	0	0	0	2	6	8
胎 内 市		0	0	0	0	3	4	7
聖 籠 町		0	0	0	1	1	0	2
関 川 村		0	0	0	1	0	1	2
粟 島 浦 村		0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	11	18	42	71

※障害支援区分の判定対象は18歳以上の入所者となるため、児童部については記載しない。

ひまわり荘 入所者の状況

令和6年3月31日現在

市町村別入所者数

(単位:人)

区分 市町村名	男	女	計	待 機 者
新 発 田 市	23	13	36	0
村 上 市	12	9	21	0
新 潟 市	2	4	6	0
阿 賀 野 市	5	2	7	0
胎 内 市	9	5	14	0
聖 籠 町	2	3	5	0
関 川 村	1	2	3	0
粟 島 浦 村	1	0	1	0
計	55	38	93	0

入退所者の状況

(単位:人)

入 所			退 所		
性 別	入所年月日	入 所 前 の 状 況	性 別	退所年月日	退 所 の 理 由
男	R5.8.1	養護老人ホーム	男	R5.4.7	死亡
男	R5.8.1	在宅	男	R5.4.12	養護老人ホーム入所
男	R5.9.29	在宅	女	R5.4.12	死亡
男	R5.9.29	在宅	男	R5.4.19	死亡
男	R5.10.31	病院	男	R5.6.6	死亡
男	R5.11.1	在宅	男	R5.8.26	死亡
男	R6.1.19	在宅	女	R5.9.19	死亡
男	R6.2.1	在宅	女	R5.9.24	死亡
男	R6.2.21	在宅	女	R5.9.29	長期入院
女	R6.3.28	在宅	男	R5.10.13	死亡
男	R6.3.29	在宅	女	R5.10.30	長期入院
			女	R5.11.13	死亡

性別・年齢別の状況

(単位:人)

年齢 性別	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計人数	平均年齢
男	0	1	1	12	22	19	55	66.0歳
女	3	1	2	7	9	16	38	63.5歳
合 計	3	2	3	19	31	35	93	65.0歳

※最高齢者 男82歳・女84歳

ひまわり荘 入所者の状況

障害状況

令和6年3月31日現在

障害状況		性別		
		男	女	計
単一障害	知的障害	6	2	8
	精神障害	12	6	18
	身体障害	5	2	7
重複障害	知的+精神障害	18	20	38
	知的+身体障害	4	2	6
	精神+身体障害	7	1	8
	知的+精神+身体障害	2	3	5
その他		1	2	3
合計		55	38	93

補装具等使用状況

種別		性別		
		男	女	計
車椅子		6	9	15
歩行器		8	5	13
保護帽		2	3	5
補聴器		2	1	3
人工肛門		0	1	1
フォーレ		3	1	4
オムツ		22	17	39
ベッド		14	12	26
計		57	49	106

令和5年度あやめ寮入所者の状況

(令和6年3月31日現在)

(1) 月別入退所者の状況

(単位:人)

区分	月											
	R5 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6 1	2	3
月初日現在入所者数	70	72	70	65	67	67	67	66	64	64	63	63
入所者数	2	1	0	3	2	1	0	2	0	0	1	1
退所者数	0	3	5	1	2	1	1	4	0	1	1	2
月末現在入所者数	72	70	65	67	67	67	66	64	64	63	63	62

(2) 事由別入退所者の状況

(単位:人)

入 所	退 所		
養護者がいない	11	死亡	8
経済的理由	0	長期入院	3
家庭の不和	0	他施設への異動	7
他施設から	0	家庭復帰	3
その他	2	その他	0
計	13	計	21

(3) 死亡者の状況

死亡年月日	性別	年齢	入所期間
令和5年6月29日	女	85	13年8ヶ月
令和5年7月6日	女	83	12年7ヶ月
令和5年8月28日	女	97	12年9ヶ月
令和5年9月13日	男	76	5年0か月
令和5年11月3日	男	70	7年4ヶ月
令和5年11月14日	女	93	4年4ヶ月
令和6年2月29日	女	80	6年7ヶ月
令和6年3月8日	男	88	3年2ヶ月

(4) 市町村別入所者の状況

(単位:人)

市町村名	男性	女性	計
新発田市	27	19	46
阿賀野市	6	1	7
胎内市	0	1	1
聖籠町	3	5	8
計	36	26	62

(5) 年齢別、男女別の状況

(単位:人)

区 分	59歳以下	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計
男	0	0	5	9	6	5	9	2	36
女	0	0	0	6	3	5	5	7	26
計	0	0	5	15	9	10	14	9	62

※最高齢者 男 97歳 ・ 女 98歳
 平均年齢 男 77.9歳 ・ 女 83.5歳

令和5年度ひめさゆり入所者の状況

(令和6年3月31日現在)

(1) 月別入退所者の状況 (単位:人)

区分	R5									R6		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月初日現在入所者数	56	57	57	58	58	57	53	53	53	55	57	56
入所者数	1	0	2	1	1	0	0	1	2	2	0	0
退所者数	0	0	1	1	2	4	0	1	0	0	1	0
月末現在入所者数	57	57	58	58	57	53	53	53	55	57	56	56

(2) 事由別入退所者の状況 (単位:人)

入 所		退 所	
養護者がいない	10	死亡	4
経済的理由	0	長期入院	0
家庭の不和	0	他施設への異動	6
他施設から	0	家庭復帰	0
その他	0		
計	10	計	10

(3) 死亡者の状況

死亡年月日	性別	年齢	入所期間
令和5年6月19日	女	72	3年11ヶ月
令和5年8月26日	男	87	10年3ヶ月
令和5年9月9日	男	83	7年5ヶ月
令和5年11月11日	男	80	7年9ヶ月

(4) 市町村別入所者の状況 (単位:人)

市町村名	男性	女性	計
新発田市	14	15	29
阿賀野市	1	1	2
胎内市	13	7	20
聖籠町	3	2	5
計	31	25	56

(5) 年齢別、男女別の状況 (単位:人)

区 分	59歳以下	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	計
男	0	1	5	8	8	6	2	1	31
女	0	0	1	6	4	4	3	7	25
計	0	1	6	14	12	10	5	8	56

※最高齢者 男98歳 ・ 女98歳
 平均年齢 男75.5歳 ・ 女 82.0歳

休日等診療所利用状況

【3か年比較表】

区分 年度	新 発 田 地 区 救 急 診 療 所												合 計
	平 日 夜 間			休 日 ・ 休 日 夜 間			土 曜 夜 間			外 科			
	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均	
令和5年度	242日	1,585人	6.5人	73日	5,622人	77.0人	51日	1,160人	22.7人	53日	237人	4.5人	8,604人
対前年度比	▲2日	180.0%	182.6%	2日	180.5%	173.0%	1日	230.5%	224.3%	1日	2.6%	2.3%	173.0%
令和4年度	244日	566人	2.3人	71日	2,004人	28.2人	50日	351人	7.0人	52日	231人	4.4人	3,152人
対前年度比	0日	38.4%	35.3%	0日	61.2%	61.1%	0日	43.9%	42.9%	0日	11.6%	10.0%	49.9%
令和3年度	244日	409人	1.7人	71日	1,243人	17.5人	50日	244人	4.9人	52日	207人	4.0人	2,103人

区分 年度	中条地区休日診療所			休日救急歯科診療所		
	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均	日 数	利 用 者 数	一 日 平 均
令和5年度	59日	719人	12.2人	73日	198人	2.7人
対前年度比	2日	259.5%	248.6%	2日	▲6.6%	▲10.0%
令和4年度	57日	200人	3.5人	71日	212人	3.0人
対前年度比	0日	▲16.7%	▲16.7%	0日	1.9%	3.4%
令和3年度	57日	240人	4.2人	71日	208人	2.9人

【年度別利用状況】

